
第三期大野市環境基本計画（案）

令和3年3月

※紙面デザインは今後精査します。

はじめに

文章は今後入れていきます

大野市環境基本計画

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 目的	2
2 計画の位置づけ	3
3 基本的視点	4
4 対象地域	5
5 対象とする環境の範囲	5
6 目標年次	7
7 推進主体	7
第2章 環境像と施策の体系	9
1 環境像	10
2 基本目標と施策の基本方針	11
3 施策の体系	12
第3章 重点施策と主体別行動指針	15
1 自然との共生社会の形成	16
生物の多様性の確保	16
①身近な自然とふれあう活動の推進	18
②野生動植物の保全	19
③地域資源の活用	20
自然環境の体系的保全	22
①農地（里地）の保全と活用	22
②山林（里山）の保全と活用	23
2 低炭素社会の実現	25
地球環境の保全	25
①脱炭素に向けた行動の推進	26
②脱炭素型のまちづくりの推進	27
③気候変動適応策の推進	27
資源及びエネルギーの有効利用	29
①省エネルギーの推進	31
②再生可能エネルギーの利用促進	31

3	資源循環型社会の構築	3 3
	廃棄物の減量及びリサイクルの推進	3 3
	① 3 Rによるごみ排出量削減の推進	3 4
	② 食品ロス削減の推進	3 5
	③ プラスチックごみ削減の推進	3 5
4	快適な生活環境の保全	3 8
	公害の防止	3 8
	① 公害発生の防止	4 0
	② 環境美化活動の促進	4 1
	③ 野外焼却、不法投棄の防止	4 2
	良好な景観形成及び歴史的、文化的遺産の保存	4 5
	① 良好な景観形成	4 6
	② 歴史的、文化的遺産の保存	4 7
	③ 公園や空き家、空き地の適正管理の促進	4 7
5	総合的な取組の推進	4 9
	総合的な環境対策	4 9
	① 持続可能な開発のための教育の推進	5 0
	② 市民協働の取組の推進	5 1
	③ 環境情報の収集と共有化	5 1
第4章 推進方策		5 5
1	進行管理	5 6
2	推進体制	5 7
資料		5 9
1	大野市環境基本条例	6 0
2	策定体制と策定経過	6 3
3	数値目標と環境管理項目	6 5

第1章

基本的な考え方

大野市の環境の保全及び創造に向けた取り組みを積極的に推進し、その取り組みに対して効果を確保するために、大野市環境基本計画の基本的な考え方を示します。

- 1 目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 基本的視点
- 4 対象地域
- 5 対象とする環境の範囲
- 6 目標年次
- 7 推進主体

1 目 的

大野市環境基本計画は、平成10年3月に制定された大野市環境基本条例の基本理念を実現するため、良好な環境を保全することはもとより、より良い環境の創造をめざし、平成12年3月に策定されたものです。

この計画は、市・市民・事業者がそれぞれの責務を果たすとともに、互いに協力し合い、総合的かつ計画的に施策を推進していくことを目的としており、具体的には次の三つの事項について定めています。

大野市環境基本計画に定める具体的事項

環 境 像

長期的視点に立って大野市の理想とする環境像を明らかにする

○大野市の将来の姿、基本目標、数値目標など

取 り 組 み

環境の保全及び創造に向けた取り組みを明らかにする

○施策の基本方針、重点施策など

役 割

市、市民、事業者の役割を明らかにする

○主体別行動指針、推進体制など

なお、大野市環境基本条例は、今日の多様化する環境問題に対し幅広い視点で環境をとらえ、大野市における環境の保全及び創造についての基本的な事項を定めています。この条例は、水と緑に恵まれた大野市の環境の保全及び創造について、基本理念を次のようにとらえています。

大野市環境基本条例に定める基本理念

私たち市民は、この恵まれた環境のもとで暮らしを楽しみ、この環境を将来の子どもたちに残していきます。

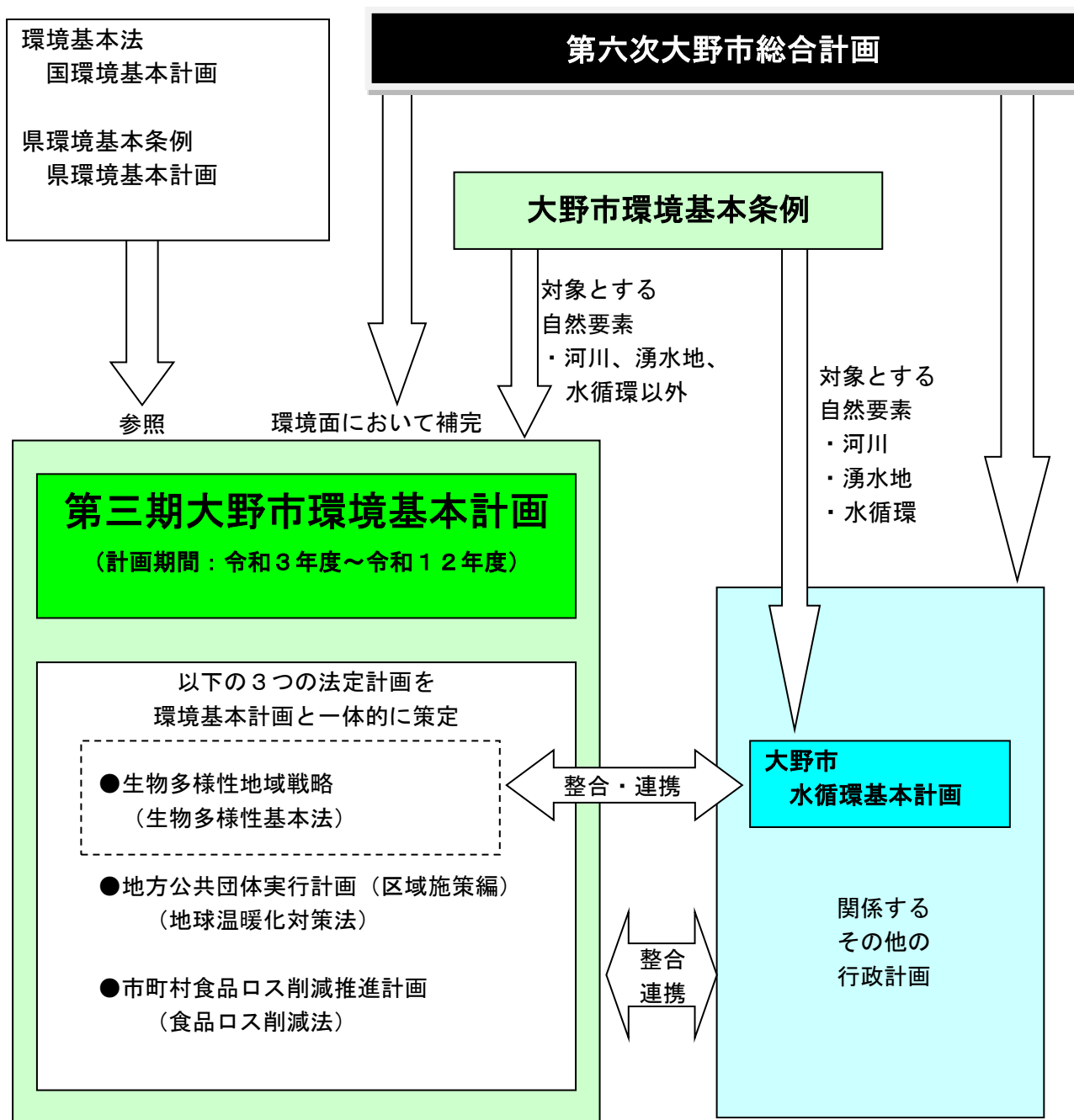
環境に対する負担を少なくし、このすばらしい環境を守りはぐくみながら豊かな社会づくりを進めていきます。

すべての事業活動や私たちの日常生活において、地球環境を守るための活動を積極的に進めていきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、大野市環境基本条例第9条に基づき、同条例第3条に定める基本理念を踏まえ、本市の環境の保全と向上に関する施策などを定めるものです。市政各分野の計画に基づき実施される環境関連施策についても、本計画に基づく施策と整合するよう実施します。

なお、本計画は、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第13条に基づく生物多様性地域戦略、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第3項に基づく地方公共団体実行計画、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）第13条に基づく市町村食品ロス削減推進計画としても位置付けます。



3 基本的視点

大野市環境基本計画は、第六次大野市総合計画を環境面において補完する行政計画として、各施策について環境の保全及び創造に対する一貫した理念を持たせ、次の視点に立って定めます。

- 視点1 第六次大野市総合計画において、「くらし環境」分野におけるまちづくりの基本目標である「豊かな自然の中で快適に暮らせるまち」について、さらに具体化し推進すること。
- 視点2 環境の保全及び創造に関する施策や指針を体系的に整理及び統合した上で、市民や事業者における具体的行動や、効果が確保できるような数値目標をわかりやすく示すこと。
- 視点3 環境問題を提起し、環境の達成目標及び施策について広く周知するとともに、市民や事業者の理解を深め、課題解決に向けた具体的行動を喚起すること。
- 視点4 世界、国、県の動きを把握し、先進的な流れを踏まえるとともに、令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であるSDGsの考えを取り入れること。
- 視点5 近隣自治体、県、国との連携や市民との協働を念頭に置き、大野市の果たす責務を明らかにすること。

本計画でSDGsのうち、関連する3. 4. 6. 7. 8. 11. 12. 13. 14. 15. 17のゴールへの貢献を目指します。



SDGsは、持続可能な開発目標の略で、平成27年（2015年）9月の国連総会で、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

これは、全ての国がともに取り組むべき目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットが設定されています。

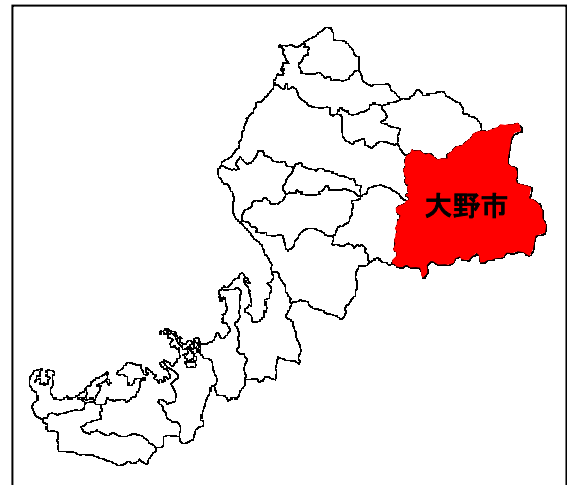
本市では、第六次大野市総合計画において、計画に掲げる施策とSDGsの目標を関連付け、施策を展開することで、SDGsを推進し、将来にわたって持続可能なまちを目指すこととしています。



4

対象地域

大野市環境基本計画が対象とする地域は、大野市全域とします。ただし、広域的な問題に対する場合や市域を超える範囲で施策を展開する場合などには、近隣自治体や関係機関などと連携します。



5

対象とする環境の範囲

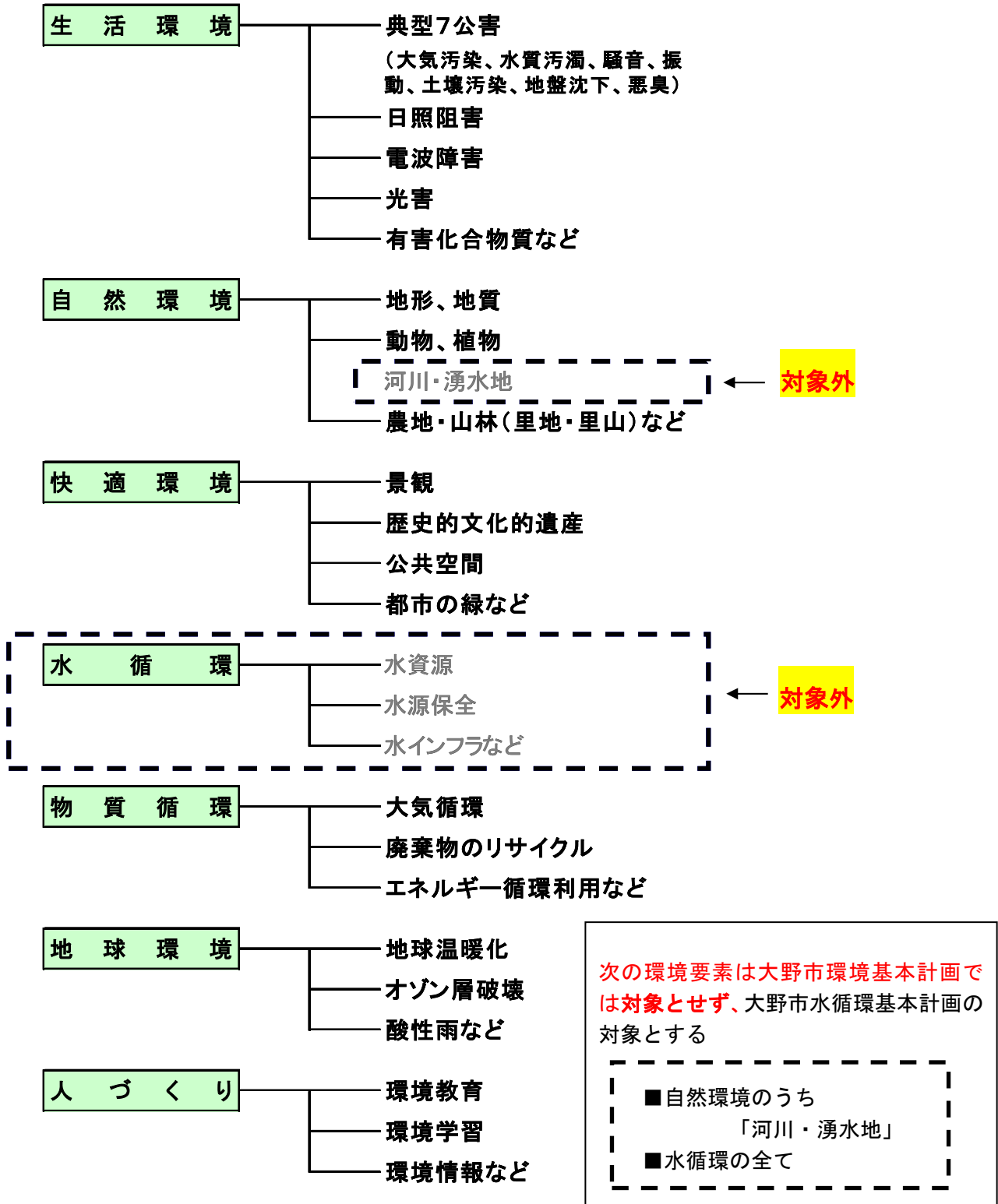
大野市環境基本計画が対象とする範囲は、大野市環境基本条例第8条に示す施策の基本方針を推進していく上で必要な範囲とします。

大野市環境基本条例の第8条に示す施策の基本方針

- (1) 公害の防止に関すること
- (2) 水、大気、土壌その他の自然の構成要素の保全に関すること
- (3) 河川、水辺、農地、山林その他の自然環境の体系的な保全に関すること
- (4) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること
- (5) 良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保存に関すること
- (6) 地下水の合理的利用及びかん養対策に関すること
- (7) 資源及びエネルギーの有効利用に関すること
- (8) 廃棄物の減量及びリサイクルの推進に関すること
- (9) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に関すること
- (10) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること

大野市環境基本計画で対象とする環境の範囲は、先に示す施策の基本方針を踏まえて、次の環境要素を対象としています。

大野市環境基本計画で対象とする環境の範囲



6

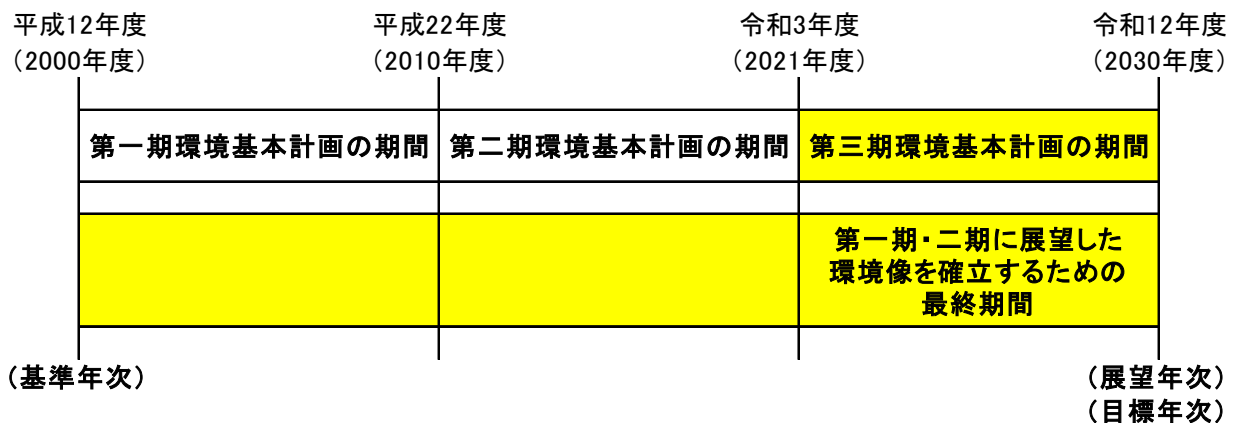
目標年次

大野市環境基本計画は、第四次大野市総合計画と連携することを意図して、30年後の令和12年度（2030年度）における都市像を展望しながら、平成21年度（2009年度）までの10年間を第一期計画期間として策定されました。

第二期環境基本計画は、まちづくりの基本目標の一つである「環境保全と美しい景観づくりのまち」を実現するため、平成22年度（2010年度）から平成31年度（2019年度）までの10年間を計画期間として策定されました。なお、計画期間中の平成27年度（2015年度）に策定された第五次大野市総合計画後期基本計画との整合を図るため、計画期間を1年延長しています。

そして、今回の第三期環境基本計画は、第二期環境基本計画における取り組みと成果を引き継ぎつつ、新たな課題に対応することにより、第六次大野市総合計画の基本目標の一つである「豊かな自然の中で快適に暮らせるまち」を実現するため、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間を計画期間として策定するもので、これまでの目標達成状況を検証するとともに、新しい課題に的確に対応し、施策を着実に推進することで、より良い環境の創造を目指しています。

大野市環境基本計画の目標年次



7

推進主体

大野市環境基本計画を推進していく主体は、次のとおりです。

大野市環境基本計画の推進主体

市	計画全般の進行管理、近隣自治体などとの連携、環境普及活動の推進など
市民	環境に配慮した生活の実践、地域活動の推進など
事業者	環境保全型事業の展開、地域環境の向上につながる活動の推進など

第2章

環境像と施策の体系

大野市の将来の望ましい姿を環境像として設定し、その実現に向けた基本目標と施策の基本方針を定めるとともに、今後、推進していく重点施策等を体系的に定めます。

- 1 環境像
- 2 基本目標と施策の基本方針
- 3 施策の体系

大野市の豊かな自然環境は、先人から受け継がれてきた何ものにも代えがたい財産です。特に大野市民の共有財産といえる地下水は「生命の水」、「生産の水」として古来より親しまれてきました。そして、この水の恵みに対する市民の思いは、過去の大規模な井戸枯れの経験から「当たり前」が「ありがたい」に変化し、市民協力の下で行ってきた湧水再生の取り組みは、水の持つ力や水への感謝の思いを日本全国や世界に伝え・運ぶ取り組みにまで発展しています。

私たちの生活は、経済発展や技術開発により豊かで便利になった一方で、身近な自然を減少させ、限りある資源やエネルギーを消費し、大量の廃棄物を生み出してきました。このような生活や生産活動は、市域にとどまらず地球規模での環境破壊をもたらしており、近年、地球温暖化が原因と考えられる異常気象とそれに伴う災害や、水・食料・エネルギーの枯渇問題など、私たちの生活への影響が顕在化しつつあります。

また、人口減少や少子化、高齢化の進展という社会問題は、担い手不足による里地里山荒廃リスクの高まりという環境問題にもつながっています。

大野市の豊かな自然環境を将来の世代に引き継ぐためには、これまでの生活や生産活動を見直し、持続的な発展が可能なまちへの転換に向けて、「環境」「経済」「社会」の統合的向上や自然と人との「共生」、地域と地域の「共生」を目指す取り組みを、市民協働により展開していかなければなりません。

環境像（大野市の将来の望ましい姿）

水循環共生都市 越前おおの

～水、物、人がやさしく触れ合うまちを目指して～

私たちは豊かな自然の中で生活しています。特に大野市では生活や生産活動に水の恵みを受けています。

この環境像は、

- ①私たちが、九頭竜川の上流に住む者としての責任を自覚し、水を大切にす生活を送っている姿
- ②私たちが、3R¹活動や省エネ対策に積極的に取り組むなど、地球環境保全につながる生活を送っている姿
- ③私たちが、水に象徴される大野の豊かな自然を生かした取り組みを通じ、人と人、人と地域、地域と地域がつながり発展しあう生活を送っている姿

を表現しています。

¹3R：リデュース（Reduce）：発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル：再利用（Recycle）の3つの頭文字をとった、循環型社会の基本的な取り組みのこと。

大野市の環境像である「水循環共生都市 越前おおの」の実現を目指して、計画的かつ総合的な取り組みを推進していくための五つの基本目標及び施策の基本方針を次のように設定します。

基本目標

施策の基本方針

①自然との共生社会の形成

生物の多様性の確保
自然環境の体系的保全

先人から受け継がれてきた豊かな自然を、市民一人一人の力によって次世代へと守り伝えるとともに、その恵みを地域の発展に活用するなど、自然と経済活動の調和のとれた社会を目指します。



②低炭素社会の実現

地球環境の保全
自然及びエネルギーの有効利用

脱炭素社会（ゼロカーボン）を見据え、省エネルギーの取り組みや再生可能エネルギーの利用などにより、低炭素型のエコライフや事業活動が定着した社会を目指します。



③資源循環型社会の構築

廃棄物の減量及びリサイクルの推進

3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再利用）活動を通じて廃棄物の減量化と資源化に取り組む資源循環型の社会を目指します。



④快適な生活環境の保全

公害の防止
良好な景観形成及び歴史的、文化的遺産の保存

大気・水・土壌などを良好な状態に保ちつつ、歴史的、文化的遺産や自然景観に囲まれた、安心・安全で快適に暮らせる生活環境を目指します。

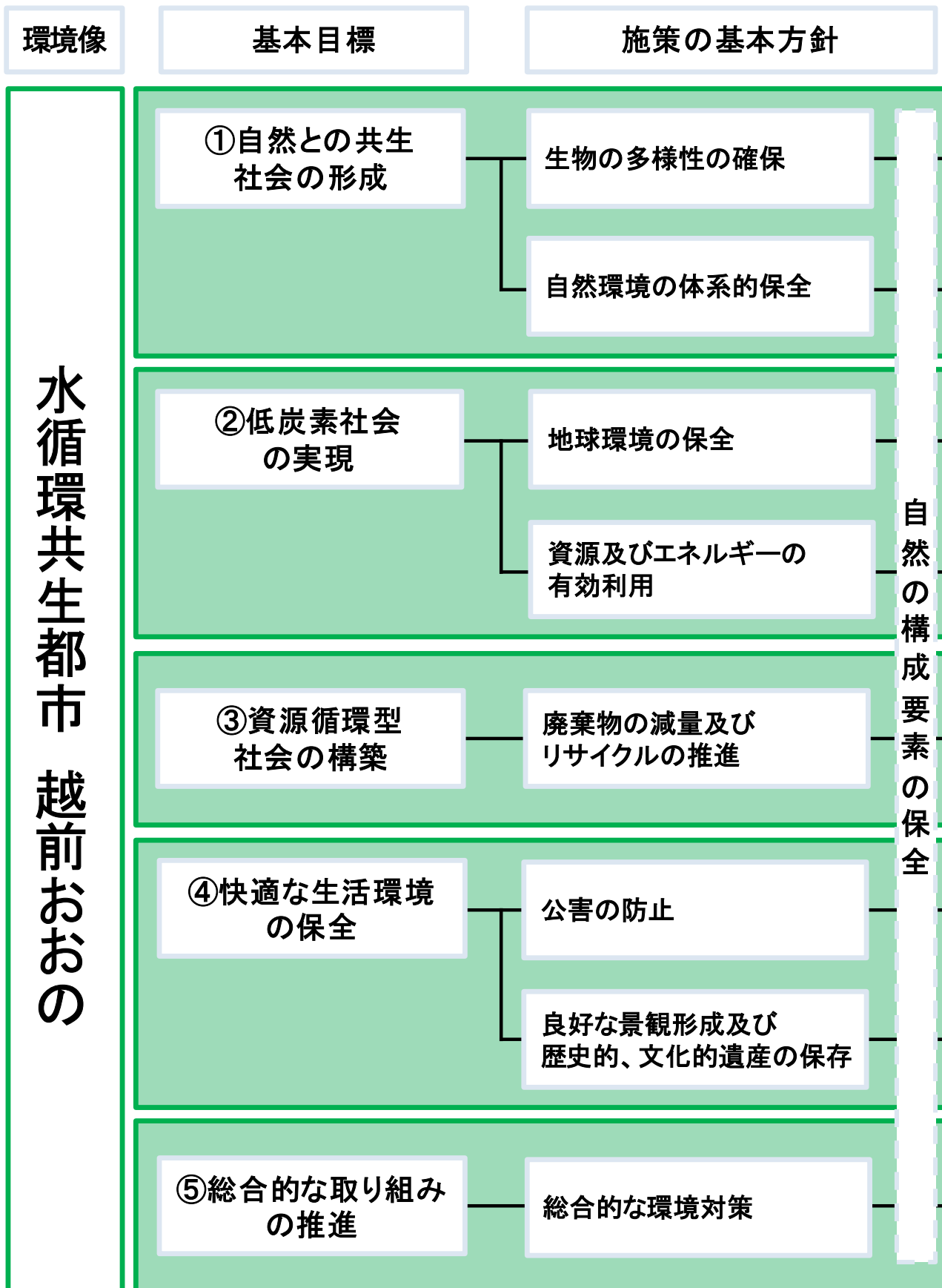


⑤総合的な取り組みの推進

総合的な環境対策

持続可能な社会の担い手を育む教育や、市民協働による地域の特性を生かした環境学習や自然環境保全の取り組みを推進するとともに、環境に関する情報の収集と共有化を推進します。





重点施策

- ①身近な自然とふれあう活動の推進
- ②野生動植物の保全
- ③地域資源の活用

- ①農地(里地)の保全と活用
- ②山林(里山)の保全と活用

- ①脱炭素に向けた行動の推進
- ②脱炭素型のまちづくりの推進
- ③気候変動適応策の推進

- ①省エネルギーの推進
- ②再生可能エネルギーの利用促進

- ①3Rによるごみ排出量削減の推進
- ②食品ロス削減の推進
- ③プラスチックごみ削減の推進

- ①公害発生の防止
- ②環境美化活動の促進
- ③野外焼却や不法投棄の防止

- ①良好な景観形成
- ②歴史的、文化的遺産の保存
- ③公園や空き家、空き地の適正管理の促進

- ①持続可能な社会の担い手を育む教育の推進
- ②市民協働の取り組みの推進
- ③環境情報の収集と共有化

第3章

重点施策と主体別行動指針

大野市の環境像である「水循環共生都市 越前おおの」の実現に向けて、先に設定した基本目標及び施策の基本方針ごとに目標と具体的施策を定めるとともに、市民や事業者の行動指針を定めます。

- 1 自然との共生社会の形成
- 2 低炭素社会の実現
- 3 資源循環型社会の構築
- 4 快適な生活環境の保全
- 5 総合的な取り組みの推進

基本目標 1 自然との共生社会の形成



令和12年（2030年）に向けた目標

- 先人から受け継がれてきた、生活に安らぎと彩りを与えてくれる豊かな自然環境を次世代に伝えるため、市民一人一人の力を合わせて守ります。
- 大野市の魅力の一つでもある豊かな自然に、世代を問わずふれあうことのできる場と機会を創出します。
- 豊かな自然を地域資源ととらえ、体験型の観光プログラムによる都市との交流や農林水産物などのブランド化により地域振興を図ります。
- 生態系¹の基盤である水循環²の健全化を図り、多様な生き物が生息する自然環境を保全するため、流域マネジメント³を推進します。

施策の基本方針 生物の多様性の確保



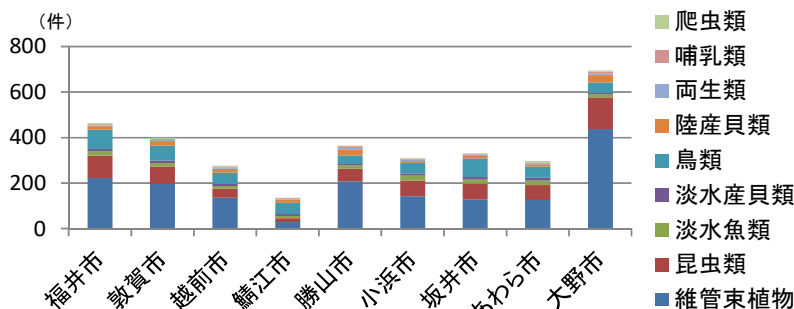
本市の現状と課題

大野市は、白山国立公園及び白山ユネスコエコパークに指定されている刈込池周辺や、奥越高原県立自然公園に指定されている日本百名山である荒島岳をはじめとする山岳地帯、盆地を潤す九頭竜川水系や湧水地など、豊かな自然を有しています。

この豊かで多様な自然環境を背景として、さまざまな生き物が生息しており、絶滅のおそれのある野生動植物として「福井県レッドデータブック（2016）」にリストアップされている希少な野生動植物は、県内で最も多くの種類が確認されています。

このような、希少な生き物が生息する自然環境を次の世代に守り伝えていくためには、大野市の豊かな自然環境に対する市民の認知と理解を高める取り組みが必要です。

図表 3-1-1 希少な野生動植物（種類）の確認件数



資料：福井県レッドデータブックより大野市作成

一方で、身近な自然環境は、農業用水路のコンクリート化や道路整備などにより、かつてよく見られたメダカやホタル、トンボといった生き物が減少してきています。

¹ 生態系：ある地域において、そこに生息するすべての生物と、それを取り巻く環境要因（気象、土壌、地形、光、水、温度、大気）をひとまとめにしたもので、生産者、消費者、分解者、還元者がそれぞれ存在し、無機物と有機物の代謝が成立している状態。
² 水循環：水が、蒸発、下降、流下または浸透により海域などに至る過程で、地表水または地下水として河川の流域を循環すること。
³ 流域マネジメント：流域に関わるさまざまな関係者が連携し、水循環に関する取り組みを行うこと。

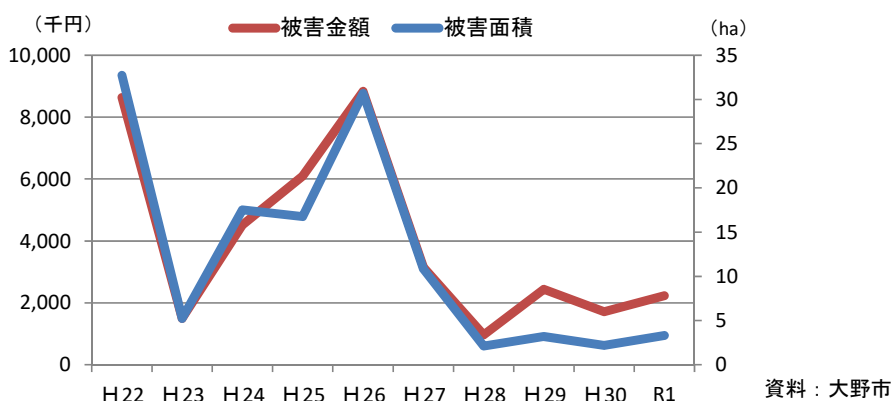
また、少子化や核家族化に伴う多世代交流で育まれてきた外遊びや自然遊びなどの減少、離農世帯の増大など、ライフスタイルの変化に伴い、日常的に自然とふれあう機会が減少しています。自然環境を守り育てていくためには、自然とのふれあいを促進し、市民と自然の距離を縮める取り組みが重要です。

近年、地域住民らにより、ホタルやカタクリの保護、湧水地の再生、ビオトープ⁴作りなど、身近な自然を保全・再生・創出する取り組みが実施されています。今後は、これらの市民活動を促進するとともに、自然とのふれあいをもたらす健康や教育などへの効用に関する理解を深める取り組みを推進し、地域の自然環境の保全及び再生活動への関心と参加意欲を高める取り組みが必要です。

また、それぞれのライフスタイルやライフステージに対応した自然とのふれあいの場を創出するとともに、自然とふれあう機会の充実を図っていく必要があります。

近年、農山村地域では、高齢化や人口減少に伴う農林業などの人間活動の縮小や積雪量の減少などから、イノシシやニホンジカ、ニホンザルなどの特定の野生鳥獣の生息域が拡大し、農林業や生活環境、生態系への被害が拡大しています。農林業のこれまでも、地域ぐるみで有害鳥獣⁵対策を講じてきましたが、継続的な取り組みが求められています。

図表 3-1-2 大野市における鳥獣類による農林業被害面積及び被害金額の推移



また、意図的、非意図的に関わらず、人の手によって持ち込まれた外来種⁶の中でも特定外来生物⁷は、生態系や農林水産業だけでなく、人の健康などに重大な被害を及ぼす危険性があります。大野市においても、本願清水イトヨの里において特定外来生物であるコクチバスが確認されており、外来生物の防除対策が求められています。

本願清水イトヨの里で発見された特定外来生物（コクチバス）



一方で、一定の気象条件がそろったときに現れる「天空の城 越前大野城」のPRや、星空や化石を活用した観光体験プログラムの提供のほか、名水や恵まれた風土の中で育まれた食や地場産品のブランド化など、大野市の自然や地域資源が持つ魅力を生かした取り組みが進められています。

⁴ ビオトープ：本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している自然環境そのものを示す言葉だが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や校庭などに人の手によって造りだされた生物の生息・生育環境を指して言う事が多い。

⁵ 有害鳥獣：人間生活に対し、生命的、経済的に何らかの害を及ぼす鳥獣のこと。

⁶ 外来種：もともとその地域にいなかったのに、人間活動によりその生物が本来有する能力で移動できる範囲を超えて、外国や他の地域から入ってきた生物のこと。

⁷ 外来生物：人間の活動によって国外から入ってきた生物のこと。外来生物法では、特に生態系や人命、農林水産物に悪影響を与えるもの、与えるおそれのある生き物を「特定外来生物」として指定している。

【大野市水循環基本計画の位置付け】

生物多様性⁸の保全を進めるに当たっては、生き物が生息する水辺、里地里山⁹など、さまざまな生き物の生息・生育・繁殖環境を守ることが重要です。大野市水循環基本計画では、市域全体を一つの流域と捉え、流域に関わる全ての主体と連携して、農地や森林の有する多面的機能の維持・向上や河川環境の改善、湧水地などの水辺空間の保全・再生・創出などに取り組み、さらなる水循環の健全化を目指すこととしています。

そこで、本計画に記載の取り組みのほか、大野市水循環基本計画との整合性に留意し、流域マネジメントの推進により、生物多様性の保全を推進していきます。

重点施策① 身近な自然とふれあう活動の推進

市の取り組み

(1) 自然環境に対する関心を高める取り組みの推進

- ①市民団体や地域住民、市内小中学校などの、地域にある里山や河川、湧水地など身近な自然やそこに生息する生き物を調査する取り組みを促進します。
- ②四季折々の自然が持つ魅力やそれらを体験できるレジャーや自然体験プログラムなどを広報紙や市ホームページ、SNSなどを活用して情報提供します。

(2) 身近な自然の保全・再生とふれあいの場の提供

- ①市民団体や地域住民、市内小中学校などの、地域にある里山や河川、湧水地など身近な自然やそこに生息する生き物を保全・再生する取り組みを促進します。
- ②体験型観光施設や水辺空間など、自然を体験・体感できる施設の適正な維持管理に努めるとともに、施設の魅力向上と利活用を図ります。
- ③水資源の有効利用を図り、まちと緑と水辺が融合した良好な空間や水路などの施設を適切に維持管理するとともに、水を五感で感じることができる環境づくりに努めるなど、水の見えるまちづくり等を推進します。
- ④県や地域住民などと連携し、市民に親しみのある六呂師高原を、自然を学び楽しむ場として活用する取り組みを検討します。
- ⑤化石を産出する地層を保護するとともに、県の研究機関と協力した調査研究や化石発掘体験などを推進します。

(3) 自然や生き物とふれあう機会の提供

- ①市民団体や関係機関と連携し、自然体験や農作業体験、自然観察会など、自然環境への関心を高め、理解を深める体験学習を推進します。

⁸ 生物多様性：さまざまな生態系が存在し、生物の種間及び種内にさまざまな違いが存在すること。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。

⁹ 里地里山：奥山と都市の中間にあって、集落とその周りの森林及び農地で構成される地域を指す。古くから人々が慣れ親しんできた雑木林、水田、草地などで、農林業に伴うさまざまな人の働きかけを通じて作り出され、維持されてきた。

- ②自然の中での健康ウォークやサイクリングなど、市民のライフステージごとの興味や関心、目的に応じた自然との関わり方やふれあいの機会を提供します。
- ③地産地消や食育活動など、市民の日常的な生活の中で自然を身近に感じることでできる取り組みを推進します。

(4) 自然とのふれあい活動を行う人材育成の推進

- ①自然環境の保全・再生や身近な自然とのふれあいなどに取り組む市民や団体の活動を促進します。
- ②関係機関と連携して専門的な学習機会を提供し、生物多様性の重要性や保全の必要性に対する理解を深める取り組みを推進するとともに、環境アドバイザーの拡充を図ります。
- ③情報や意見の交換を行うなど、自然環境の保全・再生や自然とふれあう活動に取り組む関係機関や市民団体との連携強化に取り組みます。

重点施策② 野生動植物の保全

市の取り組み

(1) 生物多様性の保全

- ①健全な水循環が生態系の基盤となっていることを踏まえ、流域に関係する多様な主体と連携し、生物多様性の保全や地域振興・経済活性化に資する生態系ネットワーク¹⁰の形成を推進します。
- ②県の関係機関や専門家などの協力の下、市内に生息する希少な野生動植物に関する情報を充実させるとともに、市ホームページへの掲載やイベントでの展示などにより、広く情報発信します。
- ③本願清水イトヨの里におけるイトヨの保全活動などを通じ、生物多様性について周知、啓発を行います。
- ④公共工事において、生態系に配慮した施設づくりを推進します。

(2) 地域ぐるみによる有害鳥獣対策の促進

- ①大野市鳥獣害対策協議会を中心に、地域関係者が一体となって農林業や生態系への有害鳥獣被害を防止する総合的な対策に取り組めます。
- ②自治会などを対象に、有害鳥獣被害の防止対策について講習会を実施するとともに、有害鳥獣捕獲用檻の貸し出しや電気柵及びネット柵設置費に対し補助するなど、地域ぐるみによる対策を推進します。
- ③有害鳥獣対策に取り組む人材の育成を推進します。

(3) 市民協働による外来生物の防除対策

- ①外来生物問題の基本認識である、外来種被害予防三原則（入れない、捨てない、拡げない）を遵守するよう普及啓発を行います。
- ②外来生物による生態系や農作物に対する被害などを周知するとともに、特に甚大な被害を与えるブルーギルやコクチバスなどの特定外来生物についての情報提供を市民に呼びかけ、早期発見、早期駆除を図ります。

¹⁰ 生態系ネットワーク：保全すべき自然環境やすぐれた自然条件を有している地域を核として、生息・生育空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらを有機的につなぐネットワークのこと。

- ③イトヨが生息する本願清水をはじめとする、希少な野生動植物が生息する場所において、関係機関との連携や市民協働により防除を推進します。

重点施策③ 地域資源の活用

市の取り組み

(1) 魅力ある自然環境の観光活用

- ①民間事業者と連携し、大野市の自然や道の駅などを活用したアウトドアスポーツやレジャーを推進します。
- ②体験型の観光プログラムなどを通じ、市民と都市部の住民との交流人口の拡大を推進します。
- ③星空観察の適地である六呂師高原において、地域住民や県、大学、観光事業者と連携し光害¹¹対策に取り組むとともに、星空を活用した観光を推進します。

(2) 豊かな自然の恵みの経済活用

- ①水を活用した地域振興や食及び地場産品のブランド化など、健全な水循環を通じた地域活性化を推進します。
- ②山林の適正な管理を進めるため、木質バイオマス¹²発電所などでの間伐材¹³の活用促進に向けた支援を行います。
- ③大野市の気候や風土に合った、多様な農林水産物の生産を促進するとともに、ブランド力の向上と販路拡大に取り組みます。

その他の施策・主体別行動指針

その他の施策

(1) 市の取り組み

- ①開発行為等に伴う生態系に関する事前協議の実施と関係法令遵守徹底の指導
- ②法令に基づく希少野生動植物の適正な保護
- ③県の鳥獣保護管理事業計画に基づく鳥獣保護実施
- ④一定規模以上の開発行為や事業所建設時の緑地の設置指導
- ⑤公共施設における緑地や植栽の適正管理
- ⑥市民らによる植栽や緑化活動の促進
- ⑦関係機関と連携した外来生物の調査と被害状況の把握
- ⑧各地区の環境資源の保全や活用のための行動指針の再検討

主体別行動指針

(1) 市民の取り組み

¹¹ 光害：「ひかりがい」。照明の設置方法や配光が不適切であるために発生する過剰または不要な光が、景観や周辺環境へ及ぼすさまざまな影響のこと。

¹² 木質バイオマス：木材からなる再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のこと。

¹³ 間伐材：将来立派な木を育成し、健全な森林にしておくため、過密になった木々の一部を計画的に伐（き）る作業（間伐）によって伐採された木材。

- ①水辺や公園、野外施設などに出かけて、積極的に自然とふれあいます。
- ②自然環境で活動する際には、野生動植物の生息環境の保全に努めます。
- ③よく晴れた夜は、夜空を見上げて星空を観察します。
- ④ペットが野生化し、生態系に影響を与えることのないよう責任を持って管理・飼育をします。
- ⑤外来生物について正しい知識を身につけ、外来生物を「入れない、捨てない、拡げない」を守ります。
- ⑥地元の安全安心な農産物を購入し、地産地消に取り組みます。

(2) 事業者の取り組み

- ①従業員などに対し野外活動を奨励し、野外活動の機会確保に努めます。
- ②敷地内に緑地を設置するなど、自然とふれあえる空間整備に努めます。
- ③野生動植物の生息地の保全に協力します。
- ④地域ぐるみで有害鳥獣対策に取り組みます。
- ⑤自慢の農産物を市内向けに出荷するなど、地産地消に取り組みます。
- ⑥自然との共生に十分配慮して、地域資源の経済的活用に取り組みます。

数値目標・環境管理項目

数 値 目 標

- ①生物多様性の認知度（生物多様性について意味を知っている市民の割合）

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
—	55%	60%

- ②イトヨの里の入館者数

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
9,688人	10,650人	11,600人

環 境 管 理 項 目

- ①里地の環境保全活動に取り組む集落数
- ②希少野生動植物の確認種数
- ③有害鳥獣捕獲頭数
- ④郊外における観光入込客数

本市の現状と課題

大野市の農用地面積は、ほぼ横ばいで推移しているものの、過疎化や高齢化などに伴い、耕作放棄地が増加傾向にあります。農地は、農作物の生産の場としての役割のほか、地下水かん養¹⁴機能や身近な生き物の生息空間、田園景観形成の場など多面的な役割を担っていることから、農地の荒廃や耕作放棄地の増加を防ぐための対策が必要です。

これまで、「越前おおの型 食・農業・農村ビジョン」（平成 29 年改訂）に基づき、農薬や化学肥料の使用を抑え、自然生態系本来の力を利用して行う環境調和型農業を推進してきました。

その取り組みなどが評価され、平成 25 年に「環境王国¹⁵」に認定されています。

大野市の森林面積は平成 30 年度末現在で 75,827ha であり、市域の約 87%を占めています。

農地同様、過疎化や高齢化などの進行などにより必要な整備や適切な維持管理が行われていない森林が増加しています。そのため、水源かん養や野生動植物の生息、その他森林レクリエーションの場など、森林が持つ多面的な機能が損なわれようとしています。

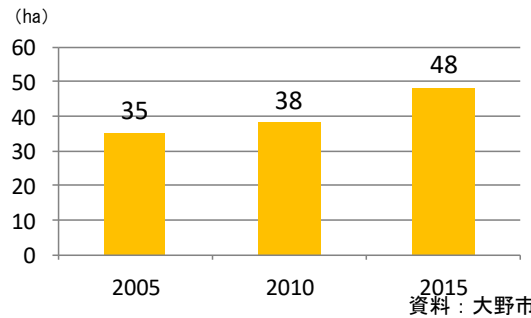
特に、近年、全国各地で地球温暖化¹⁶の影響とされる大災害が頻発しており、森林が持つ土砂災害を防止する機能や、温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）の吸収源としての役割などを維持するための取り組みが必要です。

平成 8 年に平家平のブナ林を含む 196ha を取得したほか、水源地となっている山林の保護を目的に「大野市森・水保全条例」（平成 25 年）を制定しました。

しかし、森林整備や維持管理が行われていない民有林の経営管理支援が課題となっており、平成 30 年度に創設された森林環境譲与税¹⁷などを活用した取り組みが求められています。

図表 3-1-3

耕作放棄地面積



重点施策① 農地（里地）の保全と活用

市の取り組み

（1）地域による農地の保全

- ①担い手への農地の集約と集積を促進することで、担い手や後継者不足による農地の荒廃や耕作放棄地の増大を防ぎます。
- ②農地パトロールや共同活動による畦畔管理など、地域による耕作放棄地拡大防止や農地保全活動を促進します。

¹⁴ かん養：降雨やかんがい水などの地表の水が地下の帯水層に浸透して地下水になること。

¹⁵ 環境王国：有識者で構成される民間団体が認定する、地域住民が築き上げた優れた自然環境と農業のバランスが保たれ、安心できる農産物の生産に適した環境を有する地域のこと。

¹⁶ 地球温暖化：化石燃料の燃焼などの人の活動に伴って発生するCO₂などの温室効果ガスが大気中に増加することによって地球の気温が上がる現象。異常現象の発生、農業生産や生態系への影響が懸念されている。

¹⁷ 森林環境譲与税：都道府県・市区町村が、地域の実情に応じて森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源として、令和元年度から譲与が始まった譲与税。

- ③土地改良事業などにより、農地が持つ生態系や景観に配慮した持続可能な農業基盤の整備に取り組みます。
- ④新規就農者や後継者の確保と育成に取り組むとともに、若者や女性、非農家による農山村を守る活動など多様な仕組みをつくりまします。

(2) 環境調和型農業の促進

- ①化学肥料や化学合成農薬の使用を抑えた環境調和型農業を促進するとともに、農薬などの適正管理を徹底し、土壌汚染の防止を推進します。
- ②生態系の保全や農村景観の形成に配慮した農業用施設（用排水路など）の整備を促進します。
- ③水田や用排水における生き物調査や農作業体験の実施など、里地を活用した交流活動を促進します。

重点施策② 山林（里山）の保全と活用

市の取り組み

(1) 森林の保全

- ①森林経営管理法に基づく森林経営管理制度¹⁸を活用し、管理ができていない森林を市が所有者からの委託に基づき管理することで、森林の整備と保全を推進します。
- ②森林環境譲与税を活用して間伐を促進します。
- ③シカの食害やクマ剥ぎなどの獣害への対策を強化します。
- ④水源かん養機能¹⁹などの維持を図るため、森林の無秩序な開発を防止します。
- ⑤新規就業者の研修に対し補助を行うなど、林業従事者の育成を支援するとともに、ドローンなどの先進技術を取り入れるなど、担い手の確保と林業の効率化を推進します。

(2) 森林資源の利活用促進

- ①山林の適正な管理を進めるため、木質バイオマス発電所などでの間伐材の活用促進に向けた支援を行います。
- ②公共施設などへの木材利用を推進するとともに、木材のカスケード利用²⁰を検討します。
- ③越前おおのエコフィールド²¹を活用したドングリなどの苗木の育成や植樹活動を推進するとともに、「越前おおの森づくり基金」を活用した民間主導の森づくり活動を支援します。
- ④自然体験学習や環境教育などで、森林の多面的機能の普及や啓発を行います。

¹⁸ 森林経営管理制度：森林の経営管理が行われていない森林を市町村が仲介役となり森林所有者と民間事業者をつなぐことで適切な経営管理を行う制度。

¹⁹ 水源かん養機能：雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を一定とし、洪水を緩和させる機能や雨水が森林土壌を通過することにより、水質を浄化する機能。

²⁰ カスケード利用：カスケードとは、階段状に水の落ちる小さな滝のことで、木材を建材などの資材やボード、紙などとして使い、利用できない部分は燃料として利用すること。

²¹ 越前おおのエコフィールド：緑化活動や環境保全活動に取り組む拠点として整備された、上庄地区にある約3.2haの緑の広場。

その他の施策・主体別行動指針

その他の施策

(1) 市の取り組み

- ①農地法や大野市森・水保全条例などに基づく乱開発の防止
- ②農業振興地域整備計画の適正な運用
- ③自然に配慮した林道整備

主体別行動指針

(1) 市民の取り組み

- ①耕作していない農地を貸し出し、農業にチャレンジしやすい環境づくりに協力します。
- ②農地の保全を心がけます。
- ③苗木育成の取り組みに参加します。
- ④県産の木材の利用に努めます。

(2) 事業者の取り組み

- ①AIなどの先端技術を活用し、農作業の効率化を図ります。
- ②化学肥料や化学合成農薬の使用を軽減した環境調和型農業に取り組みます。
- ③大規模な伐採は控え、伐採後は大野市森林整備計画に基づき植林します。
- ④間伐材の有効利用に取り組みます。

数値目標・環境管理項目

数値目標

①耕作放棄地の面積

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
3.0ha	3.6ha以下	4.1ha以下

②森林整備面積（間伐）

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
341ha	358ha	375ha

環境管理項目

- ①農用地面積
- ②形態別森林面積
- ③広葉樹の植林面積
- ④森林経営計画認定面積

基本目標 2 低炭素社会の実現



令和12年（2030年）に向けた目標

- 温室効果ガス²²削減成果の見える化や削減対策を楽しく学ぶ取り組みを通じ、地球温暖化防止の啓発を推進するとともに、低炭素型のエコライフや事業活動の定着を目指します。
- 木質バイオマスや水力など、地域資源を活用しつつ、周囲の自然や環境との調和のとれた再生可能エネルギー²³の利用を推進します。
- 既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響を予測し備える「適応策²⁴」を推進します。

施策の基本方針 地球環境の保全



本市の現状と課題

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）²⁵第5次評価報告書（平成26年）によると、20世紀半ば以降に観測された温暖化は、人間の活動による可能性が極めて高いことが明らかになっています。

国際的には、パリ協定²⁶（平成27年）に基づき、世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて2℃未満に抑えることが世界の長期目標とされています。

国内では、令和12年度（令和2030年度）までに平成25年度（2013年度）と比べて温室効果ガスを削減する割合の目標値を、国は地球温暖化対策計画（平成28年）において26%に、県では福井県環境基本計画（平成30年）において28%に設定し、中長期的な視点に立った地球温暖化対策が進められています。

大野市ではこれまで、県と連携した地球温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい²⁷」の普及啓発を中心に取り組んできました。国際的・全国的な取り組みもあって「地球温暖化防止」に対する市民意識は高まっていますが、具体的な行動変容には至っていません。

そこで、低炭素型のエコライフや事業活動の定着に向けた市民や事業者の行動を後押しする取り組みを推進していく必要があります。

また、市の公共施設や公用車の老朽化が進み、大規模な改修や建て替え、更新の時期を迎えています。

そこで、費用対効果などを勘案し、これらの建て替えや施設改修、設備更新の機をとらえて、公共施設の脱炭素化を推進していく必要があります。

気象庁の観測（気候変動監視レポート2019）によれば、日本の年平均気温は100年あたりで約1.24℃上昇しており、大野市においても、昭和52年から令和元年までの平均気温・最高気温・最低気温の推

²² 温室効果ガス：太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある、大気中のCO₂やメタンなどのガスのこと。

²³ 再生可能エネルギー：太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱・バイオマスなど、自然界に常に存在し、繰り返し取り出すことのできるエネルギー。

²⁴ 適応策：地球温暖化による気候変動の影響を回避したり軽減したりするための対策。また、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の削減やCO₂の吸収源の増加を図る対策を「緩和策」という。

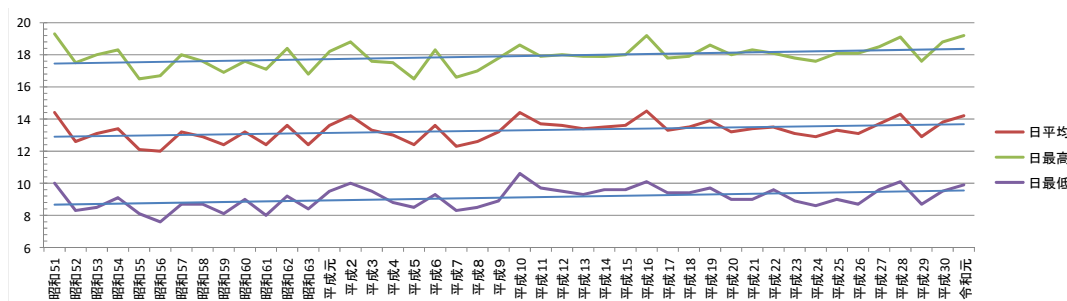
²⁵ 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）：各国の研究者が、気候変動のリスクや影響及び対策について議論するための公式の場として、国連環境計画及び世界気象機関の共催により1988年に設置された組織。

²⁶ パリ協定：2015年12月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定。

²⁷ LOVE・アース・ふくい：福井県が取り組んでいる、日常生活（Life）、事業活動（Office）、自動車利用（Vehicle）、環境教育（Education）の各分野において地球温暖化防止の活動の輪を広げる地球温暖化ストップ県民運動。

移を見ると上昇傾向にあります。日本全国で気候変動の影響と思われる豪雨などによる災害が頻発・激甚化しており、このまま気温の上昇が進めば、異常気象による大規模災害の発生だけでなく、水資源の不足や食料生産の減少、深刻な健康被害の発生などのリスクが高まることが懸念されています。

図表 3-2-1 大野市の気象の推移



資料：気象庁の統計に基づき大野市作成

そこで、温室効果ガスの排出抑制（緩和策）だけでなく、気候変動への適応を見据えた取り組みも進めていく必要があります。

国は、令和2年10月に、令和32年（2050年）までに脱炭素社会²⁸の実現を目指すことを宣言するなど、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを大きく加速させています。

大野市においても、国の取り組みに歩調を合わせ、2050年の脱炭素社会の実現を視野に入れた取り組みを積極的に推進していきます。

重点施策① 脱炭素に向けた行動の促進

市の取り組み

（1）低炭素型エコライフや事業活動の推進

- ① 県や関係機関と連携し、「LOVE・アース・ふくい」や国民運動「COOL CHOICE²⁹」を推進し、低炭素型のエコライフや事業活動の定着に取り組みます。
- ② CO₂などの温室効果ガスの排出抑制量に加えて、経費削減や健康増進など二次的な効果を合わせて紹介するなど、「見える化」により、家庭でできる取り組みの普及啓発を図ります。
- ③ 省エネルギー（省エネ）家電や太陽光発電機器、エコ住宅といったCO₂削減効果のある製品などを取り扱う市内の事業者や業界団体と連携し、市民や事業者の低炭素型機器や設備などへの買い替えや更新を促進します。
- ④ **カーボン・オフセット**³⁰について普及啓発を推進するとともに、市が行う森林施業などによるCO₂吸収量に対するJ-クレジット制度³¹の活用について検討します。

²⁸ 脱炭素社会：温室効果ガスの1つであるCO₂の排出量実質「ゼロ」（人為的な発生源による排出量と、森林などの吸収源による除去量が均衡している状態）が実現した社会。

²⁹ COOL CHOICE：脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

³⁰ カーボン・オフセット：日常生活や企業の活動などで、どんなに努力をしても発生してしまうCO₂（＝カーボン）を、森林による吸収や省エネ設備への更新により創出された他の場所の削減分で埋め合わせ（＝オフセット）する取組。

³¹ J-クレジット制度：省エネ機器の導入や森林経営などの取組による、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

重点施策② 脱炭素型のまちづくりの推進

市の取り組み

(1) 公共施設等の脱炭素化の推進

- ①2050年時点で供用している見込みのある建物や設備の新築、改修、更新に当たっては、脱炭素化を推進します。
- ②再生可能エネルギーを利用した設備やCO₂排出係数³²の低い電力の導入を検討します。
- ③防犯灯や道路照明などのLED化や、電気自動車やハイブリッド自動車などに公用車を更新するなど、省エネや省資源につながる設備への転換を図ります。
- ④大野市環境マネジメントシステム³³に基づき、市役所の事務事業活動における温室効果ガス排出量の削減に取り組むとともに、環境意識が高い職員を育成します。

(2) 公共交通等の利用促進

- ①地域住民や沿線自治体、関係機関などと連携し、公共交通機関の利便性の向上を推進するとともに、市民の日常的な利用促進を図ります。
- ②地域公共交通と連携し、医療・福祉・商業などの生活機能を確保した、高齢者が安心して暮らせるコンパクトなまちづくりを推進します。
- ③市民や観光客が楽しめるよう、安全で歩きやすい道路空間を創出するとともに、自動車に依存せず楽しんで移動ができる自転車を活用したまちづくりを推進します。

重点施策③ 気候変動適応策の推進

市の取り組み

(1) 自然環境に与える影響の把握

- ①国や県、専門機関を通じ、気候変動に関する自然環境などへの影響について科学的な知見に基づく情報を収集するとともに、市民や事業所に対し、適応策の必要性を啓発します。
- ②気候変動が水循環に与える影響について、大学などの研究機関の協力の下、必要に応じ調査研究を行うとともに、健全な水循環の維持に必要な適応策の検討を行います。
- ③県や関係団体と連携し、猛暑などの影響を軽減するための農法や高温耐性品種に関する情報提供を行うなどし、農業分野における適応策を推進します。
- ④熱中症予防に関する市民への情報提供を行うとともに、熱中症への対応方法などの周知を行います。

(2) 自然災害対策の推進

- ①国や県、流域市町などあらゆる関係者が協働して、「流域治水」に取り組みます。
- ②大規模災害発生時の災害廃棄物を適正に処理するため、災害廃棄物処理計画³⁴の策定や県や近隣自

³² CO₂排出係数：電力会社が一定の電力を作り出す際にどれだけのCO₂を排出したかを推し測る指標。

³³ 環境マネジメントシステム：企業などが法令の規制基準を遵守することにとどまらず自主的かつ積極的に環境を保全するために立案する計画と行動組織のこと。国際的な規格としてISO14001シリーズなどがある。

³⁴ 災害廃棄物処理計画：大規模な地震や風水害などの発生時に、建物被害によるがれきや倒壊家具などの片付けごみを主とした大量の災害廃棄物を迅速に処理するための計画。

治体との広域連携体制の強化などに取り組みます。

その他の施策・主体別行動指針

その他の施策

(1) 市の取り組み

- ①酸性雨やオゾン層破壊等の地球規模の環境問題の普及啓発
- ②ノンフロン使用製品の利用促進
- ③フロン類の回収と適正処理の普及啓発

主体別行動指針

(1) 市民の取り組み

- ①節電に心掛けます。
- ②省エネ性能の高い家電などに買い替えます。
- ③宅配は、日時を指定するなど、再配達とならないように受け取ります。
- ④自家用車の利用を控えて、公共交通機関を積極的に利用します。
- ⑤気候変動が及ぼす影響について、積極的に情報収集します。

(2) 事業者の取り組み

- ①節電に心掛けます。
- ②社員のクールビズやウォームビズを奨励します。
- ③ノーマイカー運動を定期的を実施します。
- ④猛暑などの影響を軽減するための農法や高温耐性品種を取り入れます。
- ⑤大規模災害に備え、事業継続力を強化します。

数値目標・環境管理項目

数値目標

①大野市内の温室効果ガス（CO₂）排出量

基準値（H29年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
321千t-CO ₂	274千t-CO ₂ 以下	231千t-CO ₂ 以下

②大野市役所のエネルギー使用量（原油換算）

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
4,554kℓ	4,441kℓ以下	4,326kℓ以下

③ゼロカーボン施設の数（公共施設）

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
0施設	3施設	5施設

環境管理項目

- ① JR越美北線利用者数
- ② バス利用者数
- ③ 降雨の水素イオン濃度

施策の基本方針 資源及びエネルギーの有効利用



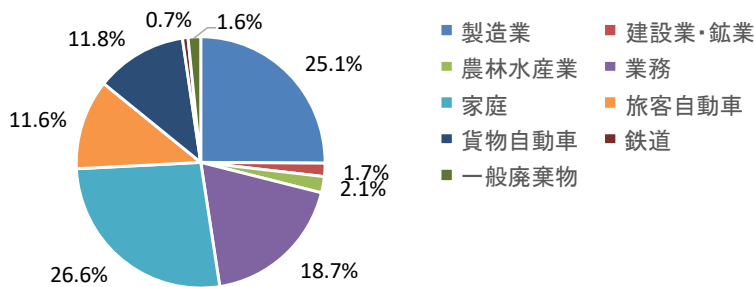
本市の現状と課題

市内のCO₂排出量（平成29年度推計値）は321千t（CO₂換算）で、平成22年度推計値に比べ約12%増加しており、その排出量の26%が家庭から、12%が旅客自動車（自家用車や営業用貨物車など）からとなっています。

大野市は大都市と比べて持ち家率が高く、また、生活及び事業活動ともに自動車に依存していることから、住宅や自家用車から排出されるCO₂排出量の削減に取り組む必要があります。

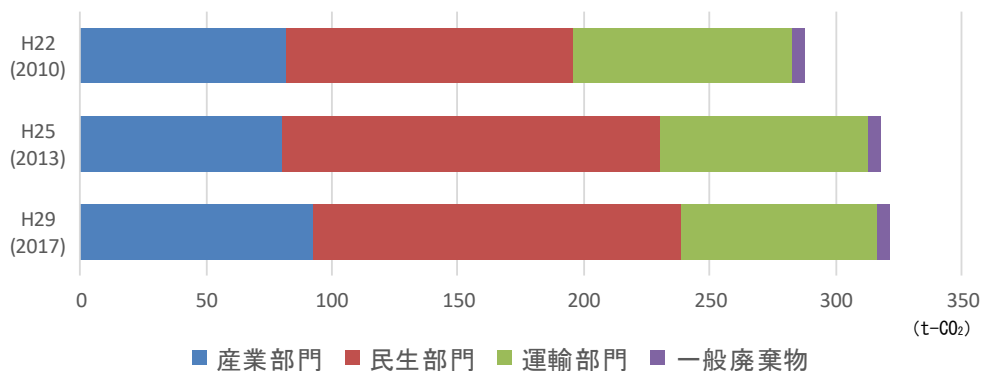
しかしながら、市内における電気自動車などの普及率（平成30年度）は、9.8%で、国10.5%、県10.1%よりも下回っている状況にあり、普及拡大を推進する必要があります。

図表 3-2-2 大野市における部門別CO₂排出量割合（平成29年度）



資料：環境省「部門別CO₂排出量の現況推計」から大野市作成

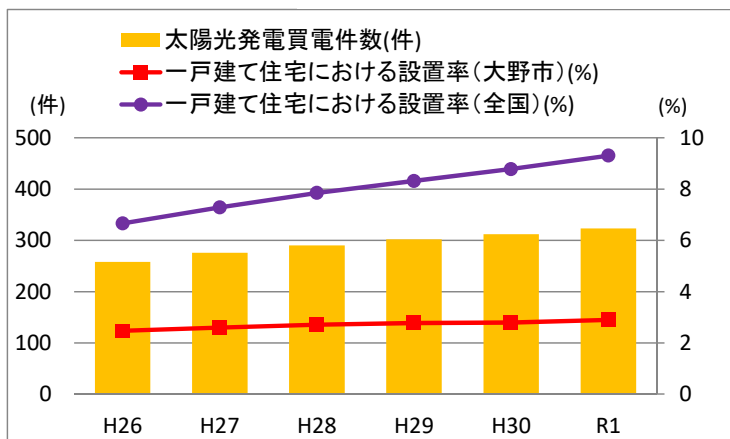
図表 3-2-3 大野市における部門別CO₂排出量（平成29年度）



年度	産業部門 合計	内訳			民生部門 合計	内訳		運輸部門 合計	内訳				一般 廃棄物	排出量 合計
		製造業	建設業・ 鉱業	農林 水産業		業務	家庭		旅客 自動車	貨物 自動車	鉄道	船舶		
H22 (2010)	82	70	6	6	114	48	66	87	43	41	2	0	5	288
H25 (2013)	81	67	6	8	150	61	89	83	41	39	3	0	5	318
H29 (2017)	93	81	6	7	146	60	86	78	37	38	2	0	5	321

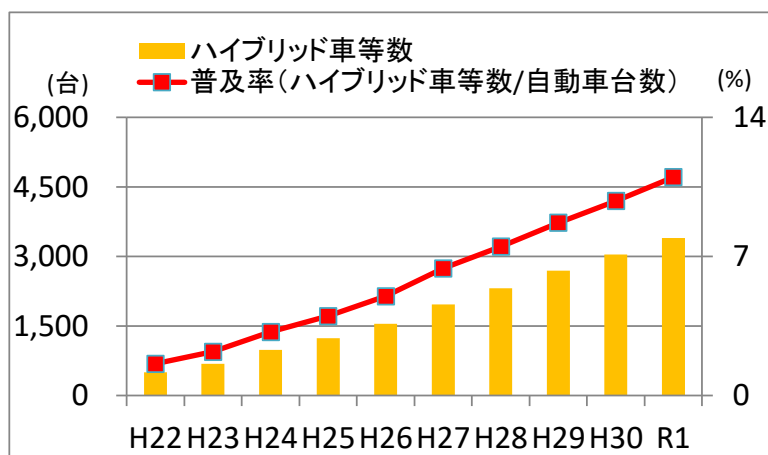
資料：環境省「部門別CO₂排出量の現況推計」から大野市作成

図表 3-2-4 大野市における太陽光発電買取電件数（FIT 制度）



資料：固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト及び総務省「住宅土地統計調査」を基に大野市作成

図表 3-2-5 大野市内のハイブリッド車等の保有台数



資料：（一財）日本自動車検査登録情報協会資料を基に大野市作成

国は、長期エネルギー需給見通しを平成 27 年（2015 年）に決定し、令和 12 年（2030 年）のエネルギーミックス³⁵の内訳として、再生可能エネルギーを 22%～24%程度まで拡大することを目指すとしています。目標達成のため、徹底した省エネや再生可能エネルギーの最大限の導入などにより進めていくこととしています。

また、平成 24 年から始まった再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT 制度³⁶）により、事業者のみならず、各家庭においても太陽光発電設備を設置するなど、全国的に再生可能エネルギーの普及拡大が進んでいます。

平成 28 年（2016 年）に、木質バイオマス発電所が操業を開始しており、市内の森林施業により発生した間伐材などが燃料として使用されています。これにより、未利用間伐材の利活用や、森林間伐促進による林業関係者の雇用増大、CO₂吸収源としての森林保全という好循環が生まれています。

引き続き、周囲の自然や環境と調和のとれた再生可能エネルギーの利用促進に取り組む必要があります。

³⁵ エネルギーミックス：社会全体に供給する電気を、さまざまな発電方法を組み合わせてまかなうこと。「電源構成」と呼ぶこともある。

³⁶ 固定価格買取制度（FIT 制度）：主に再生可能エネルギーを普及拡大するため、再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度。発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。

重点施策① 省エネルギーの推進

市の取り組み

(1) 住宅・建物部門における省エネの推進

- ①民間事業者と連携し、建物や設備の省エネ性能の向上や再生可能エネルギーの活用などにより、建物における使用エネルギーが概ねゼロとなる建物「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）」及び「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）」の普及を促進します。
- ②県と連携し、建築士から建築主に対する省エネ性能に関する説明を義務付ける制度を周知するなど、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）に基づく省エネ基準を適合した住宅の普及啓発を推進します。

(2) 産業・農業部門における省エネの推進

- ①国の補助制度や省エネ診断に関する情報を提供するなど、事業者の省エネ性能の高い設備や機器などの導入を促進します。
- ②市内における温室効果ガス排出量の多い事業所の把握に努め、必要に応じCO₂などの排出量削減に向けた支援策などを検討します。

(3) 運輸部門における省エネの推進

- ①ハイブリッド自動車のほか、特に、災害時の給電設備として活用できる電気自動車やプラグインハイブリッド車などの次世代クリーンエネルギー自動車の普及拡大を推進します。
- ②電気自動車の普及拡大を目的に、公共施設への急速充電設備の追加設置を検討します。
- ③講習会や出前講座などを実施し、エコドライブの普及啓発を推進します。

重点施策② 再生可能エネルギーの利用促進

市の取り組み

(1) 再生可能エネルギーの利用促進

- ①再生可能エネルギーの重要性や国の制度を分かりやすく説明するなど、住宅や事業所などにおける太陽光などの再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ②木質バイオマスや水力など、自然との調和のとれた再生可能エネルギーの利用を促進します。
- ③公共施設や避難拠点などにおいて、防災計画などと整合性を図りつつ、防災力の強化につながる再生可能エネルギー利用設備（太陽光発電や蓄電池など）の導入を検討します。

(2) 木質バイオマスの利用促進

- ①木質バイオマス発電の燃料となる間伐材を安定的に供給するため、森林組合などによる間伐材の活用を促進するための取り組みを支援します。
- ②木質バイオマス発電所による間伐材の安定的かつ長期的な間伐材などの利用を軸に、間伐などによる森林整備や林業従事者への支援を行うなど、林業活性化の好循環を維持し、温室効果ガスの吸収源となる森林の保全整備を推進します。

その他の施策・主体別行動指針

主体別行動指針

(1) 市民の取り組み

- ①省エネと創エネ³⁷で建物における使用エネルギーの「正味ゼロ」を目指します。
- ②エコドライブ³⁸を心掛けます。
- ③省エネに配慮した物品を購入します。
- ④住宅に太陽光発電設備などの導入を検討します。
- ⑤電気自動車など環境に配慮した自動車への買い替えを検討します。

(2) 事業者の取り組み

- ①省エネと創エネで建物における使用エネルギーの「正味ゼロ」を目指します。
- ②エコドライブを心掛けます。
- ③機器や設備を省エネ設備に転換します。
- ④太陽光発電などの再生可能エネルギー利用設備の導入を検討します。
- ⑤業務用車両に電気自動車など環境に配慮した自動車の導入を検討します。

数値目標・環境管理項目

数 値 目 標

①木質バイオマス発電に活用した間伐材の量（補助数）

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
7, 595 m ³	7, 975 m ³	8, 355 m ³

環 境 管 理 項 目

- ①電気自動車等の普及台数
- ②公用車における電気自動車等台数
- ③自動車登録台数
- ④太陽光発電による買電件数
- ⑤太陽光発電以外の再生可能エネルギー発電施設数

³⁷ 創エネ：創エネルギーの略。自治体や企業、一般家庭が自らエネルギーを創り出す考え方・方法のこと。

³⁸ エコドライブ：適正なタイヤ空気圧の点検、アイドリングストップ、急発進・急加速・急ブレーキを控えるといった、CO₂等の排出削減のための自動車などの運転方法。

基本目標 3 資源循環型社会の構築



令和12年（2030年）に向けた目標

- 市内量販店や地区と連携した資源ごみの回収や市民団体による啓発活動などの官民協働により、3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再利用）が推進される資源循環型社会³⁹を構築します。
- 特に、燃やせるごみに占める割合が大きい紙ごみ（雑がみ）の分別徹底や、食品ロス⁴⁰削減の取り組みを強化するとともに、「脱プラスチック⁴¹」を促進し、廃棄物の発生と処理費用を抑制します。

施策の基本方針 廃棄物の減量及びリサイクルの推進



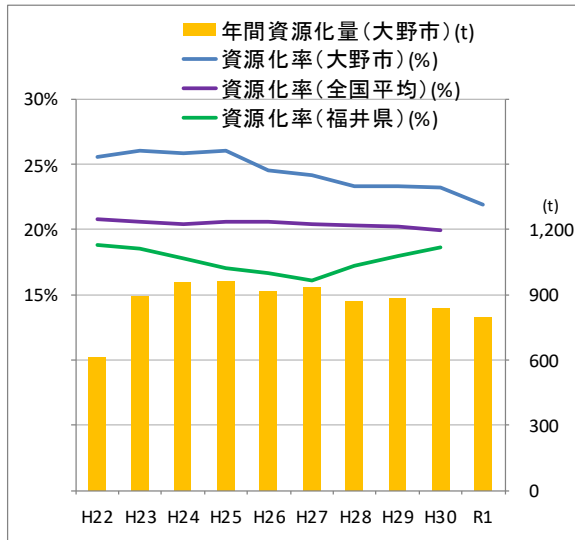
本市の現状と課題

一般廃棄物⁴²の排出量は減少傾向にありますが、市民1人1日当たりのごみ排出量は、平成29年度から増加に転じており、国や県の平均を大きく上回っている状況にあります。

また、資源化率は、古紙類をごみステーションで収集していることなどから国や県平均を上回っていますが、平成26年度以降、減少傾向にあります。

図表 3-3-1

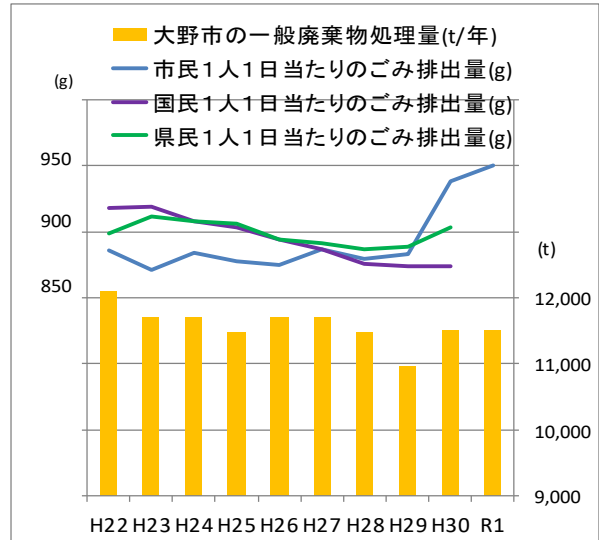
大野市における資源化量及び資源化率の推移



資料：大野市

図表 3-3-2

市民一人一日当たりのごみ排出量の推移



資料：大野市

³⁹ 循環型社会：天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会。この社会の実現には、①ごみを出さない②出たごみはできるだけ利用する③どうしても利用できないごみはきちんと処分することが必要。

⁴⁰ 食品ロス：売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されてしまう食品。

⁴¹ 脱プラスチック：「プラスチック製品をできるだけ作らない・使わない」「作る場合にはリサイクルすることを前提に作る」という行動。

⁴² 一般廃棄物：廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外のごみも事業系一般廃棄物として含まれます。

一般廃棄物の処理にかかる費用は、毎年増加しており、処理費用を抑制するためにも、燃やせるごみとして処理されているごみの量を減らす必要があります。

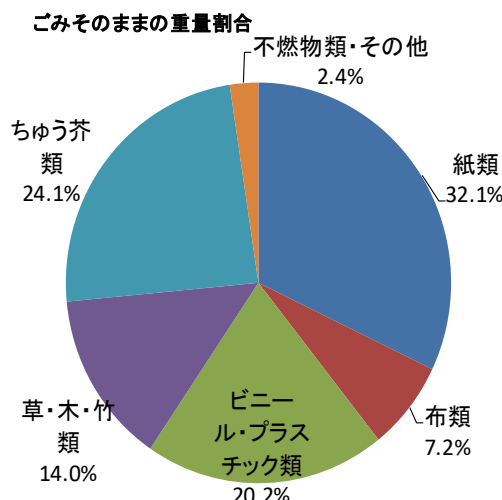
これまで、地区や市民団体、学校などに直接出向く「出前講座」の開催や地区推薦のリサイクル推進員を通じた普及啓発活動のほか、レジ袋削減を目的とした市内スーパー・ドラッグストア及び商店街振興組合連合会と消費者団体、市の三者間の協定書締結など、ごみ発生の抑制と分別による資源化に取り組んできました。

大野・勝山地区広域行政事務組合が実施したごみ質測定（令和元年実施）では、ビュークリーンおくえつに搬入された一般廃棄物の燃やせるごみの約32%を占める紙類には、リサイクルが可能な新聞紙や段ボール、雑誌のほか、菓子箱などの「雑がみ」が多く含まれていました。

また、同じく約24%を占める食品廃棄物（生ごみ：ちゅうかい厨芥類）のうち約14%が賞味期限や消費期限切れなどの理由から未使用のまま捨てられていました。資源の消費抑制と環境負荷の低減のためにも、市民（消費者）、事業者、行政がそれぞれ適切な役割を担い、3Rに取り組んでいく必要があります。

また、プラスチックごみは、大野市ではサーマルリサイクル（熱回収）⁴³による処理を行っていますが、海洋プラスチック問題⁴⁴などの対策として、「脱プラスチック」を促進していく必要があります。

図表 3-3-3 ごみ排出量の内訳（令和元年）



資料：大野・勝山地区広域行政事務組合資料を基に大野市作成

重点施策① 3Rによるごみ排出量削減の推進

市の取り組み

（1）ごみ発生抑制の促進（リデュース）

- ①ごみ処理の現状や課題に関する学習会など、市民や事業者がごみ排出量の削減効果に対する理解を深める取り組みを推進します。
- ②市民団体や業界団体などと連携し、使い捨て製品の使用を「控える」、「販売しない」などの、ごみを出さないライフスタイルや事業活動を促進します。
- ③市行政事務の電子化を推進し、文書のペーパーレス化に取り組めます。

（2）「モノ」を大切に生活様式の定着化（リユース）

- ①子育て世代同士の使わなくなった子育て用品の譲渡など、需要と供給が一致するリユースの取り組みを促進します。
- ②県が進める「まちの修理屋さん⁴⁵」を紹介する取り組みを市民に周知するとともに、市内の登録事

⁴³ サーマルリサイクル（熱回収）：廃棄物の処理の際に発生する熱を、エネルギーとして回収して利用すること。プラスチックを焼却するにあたって、温室効果ガスであるCO₂が発生するが、食品が付着したプラスチック類を埋めて、それが腐敗した際に発生するメタンガス（CO₂に比べ温室効果が高い）の発生を抑えることができる。

⁴⁴ 海洋プラスチック問題：自然界で分解されにくいプラスチックが海に流れ出し、海流や波、風によって世界の海に広がり、海の生態系に大きな影響を与えている問題。紫外線などにより小さくなったマイクロプラスチックは、魚を通じて私たちの身体にも入ることが懸念されている。

⁴⁵ まちの修理屋さん：福井県の取組で、日用品などの修理を行っているお店のこと。店名、品目、内容などの情報が県ホ

業者の拡充を図ります。

(3) 分別回収の推進（リサイクル）

- ①家庭から排出されるごみの多くを占めている紙ごみの分別を促進するため、各種講座を開催するなど、分別徹底を啓発します。
- ②各種リサイクル法⁴⁶などの周知啓発を実施するとともに、市内量販店などと連携した資源ごみ回収や市民の集団回収など、官民協働によるリサイクルを促進します。
- ③魚残の資源化処理経費に対し補助するなど、食品廃棄物のリサイクルを促進します。
- ④公共事業においてリサイクル資材の利用を推進します。
- ⑤「大野市環境マネジメントシステム」に基づき、市で購入する物品などのグリーン購入⁴⁷を推進します。

重点施策② 食品ロス削減の推進

市の取り組み

(1) 発生抑制のための普及啓発

- ①食品ロスの現状と課題に関する学習会など、市民や事業者が食品ロスの抑制効果に対する理解を深める取り組みを推進します。
- ②消費教育や食育活動などの関係市民団体と連携し、食品ロス抑制のための普及啓発活動を推進します。

(2) 協働による削減推進

- ①「おいしいふくい食べきり運動⁴⁸」協力店の拡充を図るとともに、それらに関する情報発信などを通じ、市民が協力店を積極的に選択する機運の醸成を図ります。
- ②市民団体や事業者などと連携して、フードドライブ⁴⁹などの取り組みを推進します。

重点施策③ プラスチックごみ削減の推進

市の取り組み

(1) プラスチック使用量削減の普及啓発

- ①海洋プラスチック問題に関する学習会など、市民や事業者がプラスチックごみの排出量削減に対する理解を深める取り組みを推進します。
- ②使い捨てのプラスチック製容器包装・製品の使用削減を図るため、マイバッグやマイボトルなど

ームページで提供されている。

⁴⁶ 各種リサイクル法：家電リサイクル法（対象：エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）や小型家電リサイクル法（対象：デジタルカメラやゲーム機といった小型電子機器など）など。

⁴⁷ グリーン購入：商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。2001年にグリーン購入法が制定され、国などによるグリーン購入の促進について定められている。

⁴⁸ おいしいふくい食べきり運動：県産食材の使用や料理の食べきり、残ってしまった料理の持ち帰りなど、家庭や飲食店で食品ロスを削減するための県の取組。

⁴⁹ フードドライブ：家庭などで余っている食料を持ち寄り、福祉団体などを通じて必要としている人や団体などに寄付する活動。

の利用を促進します。

(2) プラスチックごみの分別回収方法の検討

- ①国や県の動向を注視しつつ、必要に応じ、幅広い関係者にとって分かりやすく、効果的かつ効率的なプラスチックごみの分別回収方法を検討します。

(3) 再生材・バイオプラスチック⁵⁰の利用促進

- ①事業者の再生素材やバイオプラスチックなどの再生可能資源を使用した代替品の利用を促進します。
- ②市の物品購入などにおいて、再生素材やバイオプラスチックなどの再生可能資源を使用した代替品の購入を推進します。

その他の基本施策・主体別行動指針

その他の基本施策

(1) 市の取り組み

- ①ごみステーション設置費に対する補助
- ②事業系一般廃棄物の処理方法や管理体制などの指導
- ③一般廃棄物処理業者などに対する監督、指導
- ④農業用使用済資材の適正処理の指導
- ⑤公共工事等におけるマニフェスト制度⁵¹の適正管理

主体別行動指針

(1) 市民の取り組み

- ①詰め替え商品や繰り返し使える商品を選ぶなど、ごみとなるものの購入は控えます。
- ②壊れたものは安易に捨てず、「まちの修理屋さん」で修理できないか確認します。
- ③不用品でまだ使えるものは、捨てる前に、必要としている人がいないか探します。
- ④地域の資源回収活動などに積極的に参加します。
- ⑤菓子や食品の空箱、ダイレクトメールなどの「雑がみ」は、燃やせるごみとして捨てず、資源ごみに分別します。
- ⑥買い物に出かける前に、冷蔵庫の中を確認します。
- ⑦飲食店では、適量注文を心がけます。また、食べきれなかった料理はお店の人に確認して、持ち帰ります。
- ⑧マイバッグやマイボトルを持参し、使い捨てのプラスチック製品は使わないようにします。

(2) 事業者の取り組み

- ①廃棄物の排出量を記録するなど、廃棄物の種類や量を把握するとともに、分別と適正な処理を行

⁵⁰ バイオプラスチック：微生物によって生分解される「生分解性プラスチック」及びバイオマスを原料に製造される「バイオマスプラスチック」の総称。

⁵¹ マニフェスト制度：産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理を委託する時、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する管理票。マニフェストには廃棄物の名称、数量、性状、運搬業者名、処分業者名などを記載し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の間で受け渡す。排出事業者は伝票を保管しなければならない。

います。

- ②詰め替えや簡易包装の商品、エコマークなどの認証商品の積極的な製造・販売を心がけます。
- ③「まちの修理屋さん」に登録するなど、リユースの取り組みに参加します。
- ④ミスプリントなど、片面のみが印刷されている用紙は捨てずに裏面も利用するとともに、紙ごみは「雑がみ」も含めて資源化します。
- ⑤地域の資源回収活動などに積極的に協力します。
- ⑥ばら売り、食材の有効活用、適量注文の呼びかけや食べきれなかった料理の持ち帰りへの対応など、食品ロスの削減に努めます。
- ⑦使い捨てのプラスチック製品は、繰り返し使用できるものやバイオプラスチック製品への切り替えを検討します。
- ⑧消費者のマイバッグ、マイボトル、マイ箸運動に協力します。

数値目標・環境管理項目

数 値 目 標

①市民1人1日当たりのごみ排出量

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
950g	929g	919g

②ごみの資源化率

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
21.9%	29.4%	31.0%

③食品ロスの発生量

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
898.5t	762.9t	627.2t

環 境 管 理 項 目

- ①一般廃棄物処理量
- ②集団回収量
- ③資源化量
- ④再生資源を利用した市発注工事の件数
- ⑤「おいしいふくい食べきり運動」協力店の件数
- ⑥ごみ減量や分別方法などに関する講座等の実施回数（参加人数）

基本目標 4 快適な生活環境の保全



令和12年（2030年）に向けた目標

- 法令に定められた排出基準や規制基準の遵守を徹底するとともに、市内河川における水質検査などのモニタリングを継続実施し、安心して安全な市民生活を守ります。
- 地域の草刈りや清掃など地域住民による活動を支援するとともに、市民が楽しみながら参加できる取り組みを通じて、環境美化を推進します。
- 城下町大野にふさわしい歴史を感じる街並み景観の保全と形成に取り組むとともに、大野らしい景観を育む里地里山の美しい自然景観の保全に取り組みます。

施策の基本方針 公害の防止



本市の現状と課題

大野市における典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、騒音、振動、悪臭）による大規模な被害などは報告されておらず、大気汚染物質である二酸化窒素や水の汚れを示すBOD⁵²などの指標は、国の環境基準⁵³を満たしており、大野市の生活環境は、良好に保たれていると言えます。

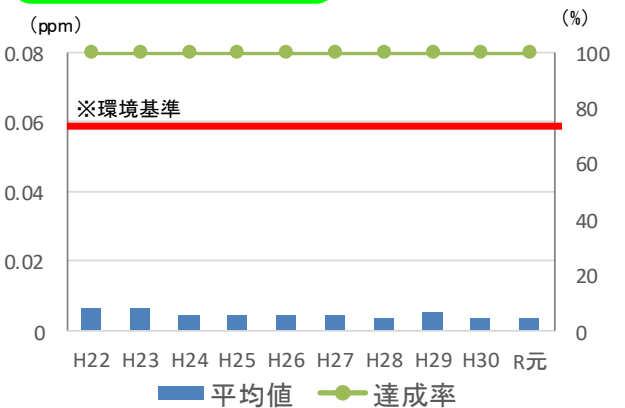
また、公害発生を未然に防止するため、県と市それぞれが法令に基づき、事業活動による公害の防止対策や環境基準の監視、工場排水などの検査などを実施しています。市民への健康被害への不安を払拭し、安心・安全に暮らせる居住空間を確保していくため、引き続き、県と連携して、これらの取り組みを進めていく必要があります。

●大気汚染の状況

大野市における大気汚染の状況は、県が設置した一般環境大気測定局（水落町）により常時監視されています。

光化学オキシダント⁵⁴は、特に紫外線の強い春夏に環境基準を超えることがあります。光化学オキシダントが高濃度になると健康被害を及ぼすおそれがあるため、県と市町、学校などとの間で高濃度観測時の連絡体制が構築されていますが、注意報を発令するまでには至っていません。

図表 3-4-1 二酸化窒素の現状



環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下。
 達成率：1年間の大気汚染測定結果について、地点および項目ごとの測定結果が環境基準を満足した回数の全測定回数に占める割合。

資料：福井県大気汚染情報の資料を基に大野市作成

⁵² BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物質が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川や排水、下水などの汚濁の程度を示す代表的な指標の一つで、この値が大きいほど水中の有機物質が多く、水が汚れているといえる。

⁵³ 環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、環境基本法に基づき定められている、大気、水、土壌、騒音に関する行政上の目標。

⁵⁴ 光化学オキシダント：工場や自動車からの排出ガスに含まれている窒素酸化物や炭化水素が紫外線による化学反応を繰り返すことで生じる酸化性物質の総称。高濃度になると光化学スモッグ（白くもやがかかって周囲の見通しが悪くなった状態）が発生し、目や呼吸器などの粘膜を刺激するなどの健康被害が発生することがある。

●水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下の状況

大野市における河川の水質状況は、県の常時監視に加えて、市独自の水質調査を継続的に実施しており、いずれの河川においてもおおむね市の水質目標を満たしています。

しかしながら、市街地を流れる中小河川や道路側溝については、浄化処理のされていない生活雑排水などが直接流れ込んでいる箇所も少なくなく、河川水の水質悪化や悪臭の発生などの悪影響が懸念されています。

また、九頭竜川の最上流部に住む者として、「きれいで豊富な水を下流に送るという重要な役割を担う責任」を自覚した行動が求められています。

単独処理浄化槽から公共下水道などへの加入または合併処理浄化槽⁵⁵への転換促進などによる生活雑排水対策を実施していますが、今後も継続した取り組みが必要です。

土壌汚染は、地下水汚染と一体的にとらえられ、ひとたび汚染されると、市民の多くが飲料などに使用している地下水に大きな影響を及ぼすおそれがあります。

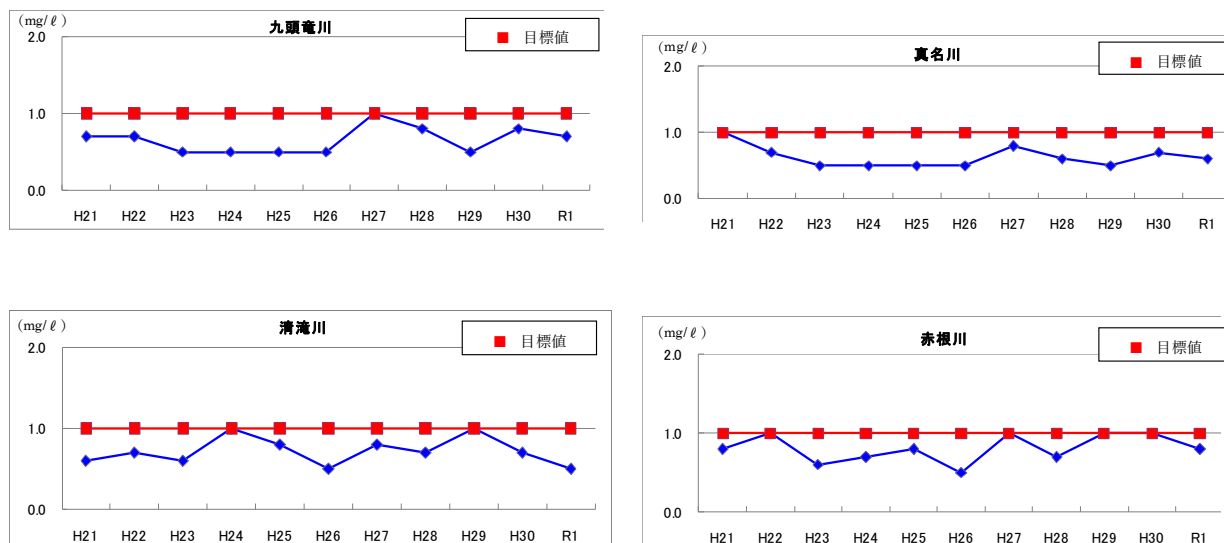
大野市では、平成13年度から、地下水の水質調査（水道法に定める項目）を大野盆地内41地点において継続的に実施しています。乾側地区では、マンガンや鉄の含有数値が基準値を超えることがあります。人為的なものではなく地質が原因と考えられます。その他の地点では、おおむね水道水質基準を満たしています。

平成元年に本町を中心とした市街地の一部で発生した地下水汚染事故については、汚染濃度が減少傾向にあるものの、発生源近くでは、令和元年度の水質検査においても水道水質基準を超える数値が検出されており、浄化対策を継続的に実施しています。

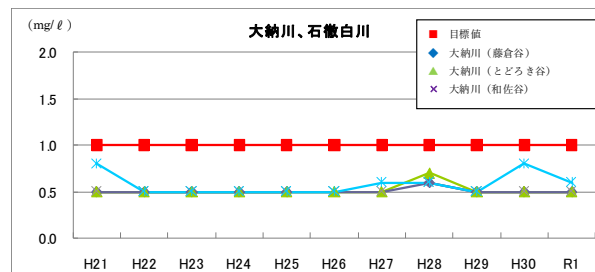
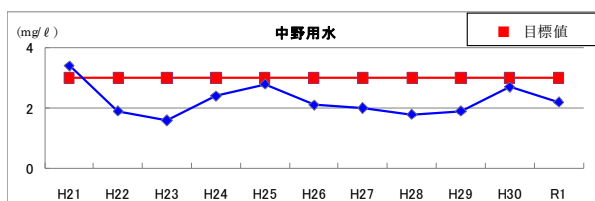
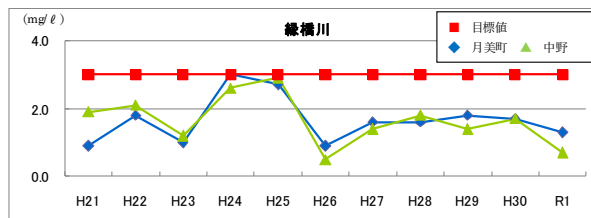
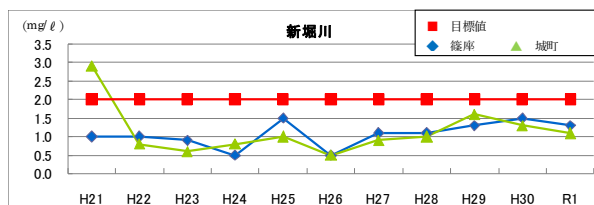
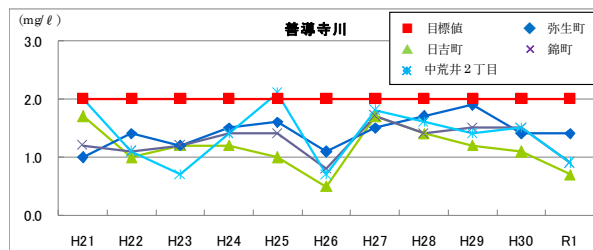
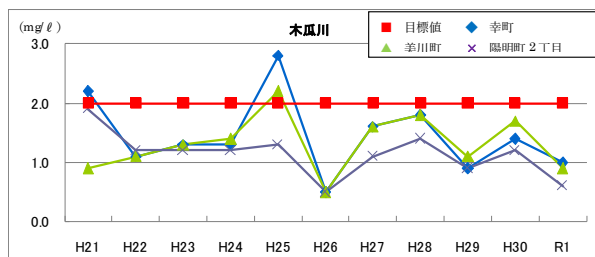
このように、地下水の汚染は長期化することが予想されることから、引き続き土壌汚染と地下水汚染の未然防止対策の推進が必要です。

地盤沈下は、粘土地質が広がる乾側地区や赤根川に沿う地域で市街地西部から北部にかけて発生が認められ、今後も定期的に状況を監視していくことが必要です。

図表 3-4-2 河川水質調査結果（BOD）の推移



⁵⁵ 合併処理浄化槽：し尿（水洗トイレからの汚水）と生活雑排水（台所や風呂、洗濯機などからの排水）を合わせて処理する浄化槽。これに対し、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。



資料：大野市

●その他の状況

河川や用排水路、道路、公園などの施設周辺は、地域住民が実施する清掃奉仕などにより環境の美化が進められていますが、高齢化が進む地域などでは活動の継続が困難な状況となっています。そこで、草刈りや清掃活動への若い世代の参加意識を高めるとともに、日常の中で取り組める環境美化活動を啓発する必要があります。

公害苦情の件数は、年40件前後で推移していますが、その多くが違法な野外焼却に関する苦情であるため、野外焼却の違法性や危険性について市民の理解が必要です。

不法投棄対策として、県との定期的な合同パトロールや環境監視員（市民）による巡回などにより、不法投棄の早期発見に努めるとともに、頻発地に監視カメラや看板などを設置するなど、再発防止策を実施してきました。

しかし、違法な野外焼却や不法投棄が後を絶たないため、継続して、関係機関との監視体制の強化や、違法性の普及啓発などの対策をとる必要があります。

重点施策① 公害発生防止

市の取り組み

(1) 法令遵守の徹底

- ① 県と協力し、各種法令や大野市環境保全条例に基づき、規制の対象となる工場や事業所などに立ち入り検査などを行うとともに、ばい煙や粉じん、汚水などの排出基準などの遵守について指導

を実施します。

- ②新たに大規模な店舗や工場などが立地される際には、各種法令に基づく届出制度により事前協議を行い、公害を未然に防止します。
- ③企業誘致などに際し、各種法令の規制を上回る自主的な基準や報告などを求める公害防止協定⁵⁶を締結するなど、環境負荷の低減を図ります。
- ④規制対象とならない中小規模の事業者も含めて、事業者に対し、各種法令に定める排出基準や届出の制度を周知するほか、環境負荷を低減する取り組みの普及啓発を推進するとともに、事業者が行う環境負荷軽減の取り組みを促進します。

(2) 監視体制の強化と情報提供

- ①環境基準への適合状況を把握するため、河川や地下水の水質検査を継続して実施するとともに、自動車騒音の測定を定期的を実施します。
- ②大気や河川の状況など環境に関する情報を収集し、市民や市民団体、事業者に対し情報提供します。
- ③県と協力し、引き続き、法令による規制対象事業者の現状把握に取り組みます。
- ④汚染などの発生時の対応を適切に実施するため、県や関係者との連携、連絡体制の維持及び強化に取り組みます。

(3) 生活雑排水対策の推進

- ①計画的に公共下水道の整備を進め、未普及地を解消するとともに、供用開始区域における加入を促進します。
- ②農業集落排水処理施設を適正に維持管理するとともに、効率的な施設運営を検討します。
- ③単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、浄化槽の適正な維持管理を促進します。

(4) 化学物質の適正管理の促進

- ①農薬や肥料などの適正管理や適正使用を周知啓発するとともに、環境負荷の少ない環境保全型農業を促進します。
- ②化学物質を使用する事業者を把握するとともに、有害な化学物質に関する情報の収集と提供に取り組みます。

重点施策② 環境美化活動の促進

市の取り組み

(1) 市民協働による清掃活動の促進

- ①地域住民や団体などによる河川や用排水路、道路、公園などの環境美化活動を支援します。
- ②県や近隣自治体などと連携して河川の一斉清掃を実施するなど、市民の参加機運の醸成を図った取り組みを推進します。

⁵⁶ 公害防止協定：公害防止のひとつの手段として、地方公共団体または住民と企業との間で締結される協定。法令の規制基準を補完し、地域に応じた公害防止の目標値の設定、企業の自主的で具体的な公害対策の明示などを内容とする。

- ③県と連携し、「スポーツGOMI 拾い大会」など市民が楽しみながら参加できる環境美化活動に取り組めます。

重点施策③ 野外焼却、不法投棄の防止

市の取り組み

(1) 普及啓発の促進

- ①海洋プラスチック問題など不法投棄されたごみが招く影響や、ダイオキシン類⁵⁷の発生などの野外焼却の危険性について普及啓発を推進します。
- ②不法投棄と野外焼却が犯罪行為であることやごみの適正処理方法を周知するなど、不法投棄及び野外焼却の未然防止を推進します。

(2) 早期発見、再発防止

- ①地域住民を環境監視員に委嘱し、不法投棄防止に対する人材を育成します。
- ②環境監視員のほか、県や近隣自治体と連携した環境パトロールの実施により、不法投棄の早期発見に取り組めます。
- ③不法投棄が多発している箇所には、地域住民との協力体制を構築し、監視や情報提供などの防止体制を強化するとともに、監視カメラや禁止看板などを設置するなど、再発防止に取り組めます。
- ④警察や消防などと連携し、野外焼却または不法投棄の行為者の特定や行為に及んだ原因の究明などにより、再発防止策を検討します。

その他の施策・主体別行動指針

その他の施策

(1) 市の取り組み

- ①各種法令に基づく届出等の適正な処理
- ②生活環境に対する公害苦情の適正な対応
- ③生活排水の負荷軽減に関する普及啓発
- ④緑化の推進

主体別行動指針

(1) 市民の取り組み

- ①公共下水道への速やかな加入に努めます。整備区域以外の場合は、合併処理浄化槽の設置と適正な維持管理に努めます。
- ②食器の油汚れを拭き取るなど、生活雑排水対策に心がけます。
- ③近隣の住宅に配慮し、迷惑をかけるような音は出しません。
- ④地域の清掃活動に積極的に参加します。

⁵⁷ ダイオキシン類:有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾパラジオキシンとこれによく似た毒性を持つ化合物の総称。ビニールなど塩素を含んだプラスチックを燃やすと発生する可能性が高いと言われている。また、強い急性毒性を持つことが明らかにされているほか、人に対してがんや奇形を引き起こす可能性があると言われている。

- ⑤家庭での野外焼却や不適切な焼却炉による焼却は行いません。
- ⑥空き缶やペットボトルなどのごみのポイ捨てはしません。
- ⑦ペットのフンは持ち帰るなど飼育マナーを守ります。

(2) 事業者の取り組み

- ①大気汚染や水質汚濁に係る排出基準、騒音や振動、悪臭に係る規制基準を守ります。
- ②低公害型の機器や設備を導入するなど、積極的に環境負荷の低減に取り組みます。
- ③公共下水道への速やかな加入に努めます。整備区域以外の場合は、合併処理浄化槽の設置と適正な維持管理に努めます。
- ④農薬や化学肥料は必要最小限の量を使用し、地下に浸透しない場所で適正に保管します。
- ⑤化学物質の適正な使用と管理を徹底します。
- ⑥地域の清掃活動に積極的に参加します。
- ⑦事業系廃棄物は適正に処理し、野外焼却や不適切な焼却炉による焼却は行いません。

数値目標・環境管理項目

数 値 目 標

①水質基準を達成した河川の数

(県及び市が実施する 11 河川の水質検査結果において、環境基本計画で設定した水質基準を満たした河川数)

基準値 (R元年度)	中間目標値 (R7年度)	最終目標値 (R12年度)
11 河川	11 河川	11 河川

◆九頭竜川の水質目標値 (目標類型 A A 類型)

- ・生物化学的酸素要求量 (BOD) : 1mg/ℓ以下
- ・溶存酸素量 (DO)⁵⁸ : 7.5mg/ℓ以上

◆真名川の水質目標値 (目標類型 A A 類型)

- ・生物化学的酸素要求量 (BOD) : 1mg/ℓ以下
- ・溶存酸素量 (DO) : 7.5mg/ℓ以上

◆清滝川と赤根川の水質目標値 (目標類型 A A 類型)

- ・生物化学的酸素要求量 (BOD) : 1mg/ℓ以下
- ・溶存酸素量 (DO) : 7.5mg/ℓ以上

◆大納川、石徹白川の水質目標値 (目標類型 A A 類型)

- ・生物化学的酸素要求量 (BOD) : 1mg/ℓ以下
- ・溶存酸素量 (DO) : 7.5mg/ℓ以上

◆新堀川、木瓜川、善導寺川の水質目標値 (目標類型 A 類型)

- ・生物化学的酸素要求量 (BOD) : 2mg/ℓ以下
- ・溶存酸素量 (DO) : 7.5mg/ℓ以上

⁵⁸ 溶存酸素量 (DO) : 水中に溶存している酸素の量。水が清澄であればあるほど各温度における飽和量に近い量が含まれる。値が低下すると、好気性微生物の活動を抑制して水域の浄化作用を低下させ、また水生生物の窒息死を招く。

◆市内の小川、用水路の水質目標値（目標類型B類型）

- ・生物化学的酸素要求量（BOD）： 3mg/ℓ以下
- ・溶存酸素量（DO）： 5mg/ℓ以上

※県により類型指定⁵⁹がされている河川では、より厳しい基準の類型を目標としています。

類型を指定されていない河川などでは、類型を設定し、その基準を満たしていくことを目標としています。

②水洗化率

（公共下水道、農業集落排水処理施設の加入人口、合併処理浄化槽設置人口（それぞれの区域内人口））/人口

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
44.1%	52.4%	60.7%

環境管理項目

- ①大気汚染に係る環境基準の達成率
- ②大気汚染防止法に基づく特定施設等の設置数
- ③水質汚濁に係る環境基準の達成率（河川）
- ④水質汚濁防止法に基づく特定施設等の設置数
- ⑤公共下水道加入人口
- ⑥農業集落排水加入人口
- ⑦合併処理浄化槽設置人口
- ⑧地盤沈下量
- ⑨騒音規制法に基づく特定工場、特定建設作業届出の件数
- ⑩振動規制法に基づく特定工場、特定建設作業届出の件数
- ⑪悪臭に係る特定施設等の届出件数
- ⑫公害防止協定の締結数
- ⑬典型7公害（大気汚染・水質汚濁・地盤沈下・土壤汚染・騒音・振動・悪臭）に係る苦情処理の件数
- ⑭典型7公害以外の公害に係る苦情処理の件数
- ⑮P R T R届出⁶⁰事業所数、届出排出量
- ⑯社会奉仕活動の実施件数
- ⑰環境パトロールの実施日数

⁵⁹ 類型指定：「生活環境の保全に関する環境基準」は河川、湖沼及び海域の公共用水域ごとに利水上の目的に応じた水質の類型指定方式がとられ、都道府県知事がその指定を行うことになっている。

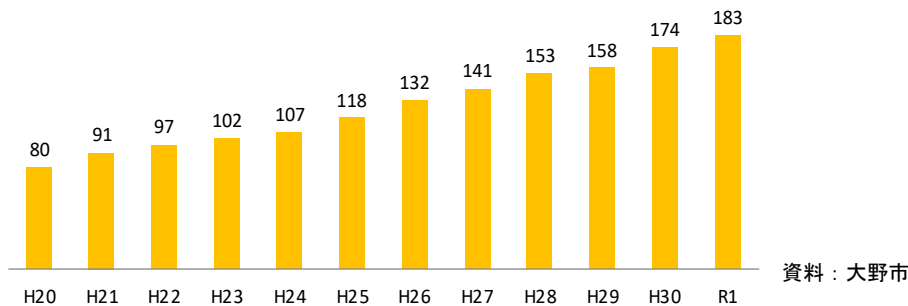
⁶⁰ P R T R届出：有害性が疑われるような化学物質を製造・使用・排出している事業者が、環境中への排出量と廃棄物処理のために事業所の外へ移動させた量を国に届出し、国はその集計結果を公表する制度。P R T Rは、環境汚染物質排出・移動登録(Pollutant Release and Transfer Register)の略。

本市の現状と課題

大野市には豊かな自然を背景とした優れた自然景観が形成されている地域が多数存在しています。また、「北陸の小京都」と称されるように落ち着いた城下町としての街並み景観が形成されています。

このような良好な景観を保全し形成するため、平成 19 年に大野市景観計画を策定し、同計画に基づき、景観形成とまちづくりを積極的に進めてきました。特に、寺町通り、五番通り、七間通り周辺を「景観形成地区」に指定し、歴史を感じる街並みに調和するような建物づくりに誘導するなどの取り組みを行ってきました。

図表 3-4-3 景観誘導の件数（累計）



しかし、規制区域内において景観上ふさわしくないデザインの屋外広告物の撤去や改修が進んでおらず、良好な景観の形成を促進するため、屋外広告物の改善とデザインコントロール⁶¹に取り組むとともに、まちなか観光ルートにおける無電柱化を推進していく必要があります。

一方で、特にまちなかでは住宅地の郊外化や人口減少によるまちの空洞化が進むとともに、空き家が増えるなど街並みの「途切れ」が見受けられ、これらの地域においても景観に配慮した住みやすいまちづくりが必要です。

市域の 8 割以上を占める森林がもつ大気浄化機能や公害対策などにより、安全ですがすがしい大気が広がっていることなどを背景に、環境省が主催する全国星空継続観察で、平成 16 年度と平成 17 年度の 2 年連続で日本一美しい星空に選ばれています。また、南六呂師地区の福井県自然保護センターでは 80 センチメートルの大型望遠鏡を有するなど、多くの方が星空観望を楽しんでいます。この星空観察の適地である南六呂師地区において星空を活用した取り組みを進めるため、公共施設や屋外広告物などの屋外照明に対する光害対策が必要です。

大野市には、縄文時代以来の人々の生活の痕跡を今に伝える遺跡や、城下町としての発展を物語る多数の指定文化財が存在しているほか、長い年月をかけて培われてきた地域固有の伝統芸能などが継承されています。このような歴史的、文化的遺産は、大野市の風土や文化的特性を象徴する貴重な財産です。

これまで、国や県、市の文化財指定や無形民俗文化財の保存団体の育成支援、伝統文化伝承事業「おおの遺産⁶²」の認証制度の設立などに取り組み、文化財の保護や伝統文化の伝承を推進してきました。

しかし、文化財の管理者や伝統文化の後継者の不足により、保存継承が困難になりつつあります。

⁶¹ デザインコントロール：地域の特性にふさわしい良好な景観形成を図るため、広告物の形状や材質、色彩などについて助言や指導を行うこと

⁶² おおの遺産：地区や集落などに古くから伝わり、次世代に継承することが必要な年中行事や伝統芸能、風習などの文化遺産を、結の故郷伝統文化として認証する制度。

そこで、史跡や文化財に加え、その周辺の自然環境を保全するとともに、長い年月をかけて培われてきた地域固有の伝統芸能などの継承に取り組む必要があります。

公園は、豊かな自然に囲まれた大野市にあっても、市街地周辺の住民に対して、植栽や緑地、野鳥や昆虫など、身近な自然を感じさせる重要な空間です。

しかし、昭和40年代から50年代に整備された公園が半数以上を占めていることから、施設の老朽化が進行しており、施設の適正化と長寿命化を図り、維持管理費を削減する必要があります。

大野市内の各所において、人口減少や高齢化の進行により管理不全な空き家や空き地が増加しています。

所有者や管理者の当事者意識を高めることで空き家の発生を抑制するとともに、空き家となった場合には、売却譲渡による有効活用や解体の手続き、処理を促す必要があります。

適切な管理がされていない空き地は、景観を害するだけでなく、害虫の発生や不法投棄誘発のおそれがあり、所有者などによる適切な維持管理を啓発する必要があります。

重点施策① 良好な景観形成

市の取り組み

(1) 街並み景観の保全と形成

- ①景観形成地区（3地区）では、重点的に町家などの外観修景に補助することで、住民とともにまちづくりを推進し、まちなかの景観保全と形成を行います。
- ②屋外広告物に対する指導の徹底や助言を行い、不適格となる屋外広告物の改善や除却に対して経費の一部を助成します。
- ③七間通りから寺町通り、石灯笼通りへと続くまちなか観光ルートにおいて、無電柱化を促進します。

(2) 自然景観の保全

- ①大野盆地を取り囲む山並みなど自然が織りなす美しい風景の保全に取り組めます。
- ②市民団体や地域による優れた自然景観を保全する活動を促進します。
- ③優れた自然景観の持つ魅力を広報紙や市ホームページ、SNSなどを活用して情報発信します。
- ④農業用排水路や畦畔の維持管理といった地域住民らによる農地の保全と一体となった農村景観の保全を促進します。

(3) 星空景観の保全

- ①地域住民や県、大学、観光事業者と連携し、星空観察の適地である六呂師高原において、星空保護区制度⁶³による認定を目指します。
- ②光害に配慮した屋外広告物や屋外照明の設置を促進します。
- ③市内小中学校や市民に対し光害教育を実施し、光害の影響や対策などの普及啓発を促進します。

⁶³ 星空保護区制度：国際ダークスカイ協会が実施する、光害の影響のない、暗く美しい夜空を保護・保存するための優れた取組を称える制度。星空の世界遺産とも言われる。

(4) 公共施設の景観整備

- ①公共施設の整備や改修に際し、周辺の景観と調和した施設整備に取り組み、地域景観を先導する個性豊かな景観づくりを推進します。
- ②公共施設の整備や改修に際し、敷地内の緑化や外構緑化に取り組むとともに、公園や公共施設における既存の緑地や植栽を適正に維持管理します。
- ③県と連携し、公共施設における光害対策を推進します。

重点施策② 歴史的、文化的遺産の保存

市の取り組み

(1) 文化財とその周辺の保全対策の実施

- ①市内に所在する国や県、市指定などの文化財を良好な状態で後世に伝えるため、所有者や管理者の負担軽減を図ります。
- ②「大野市文化財保存活用地域計画」を策定し、計画に基づいた文化財の保存と活用を推進します。
- ③開発行為に先立つ発掘調査を実施し、埋蔵文化財の保護を推進します。

(2) 伝統文化の継承の推進

- ①地域の伝統行事や伝統芸能を「おおの遺産」に認証するとともに、遺産の保存団体の保存活動や後継者育成活動事業を支援します。
- ②文化財を保存継承するため、新たな文化財の発掘に努め、指定文化財などへの指定を図ります。
- ③子どもたちに伝統文化を伝承する活動を推進します。

(3) 郷土の歴史や文化の魅力の発信

- ①博物館などにおいて、展示や講座、講演会などを開催し、郷土の成り立ちや文化財、伝統文化に対する市民の理解を深めます。
- ②郷土の歴史や文化財、伝統文化を市内外に発信します。

重点施策③ 公園や空き家、空き地の適正管理の促進

市の取り組み

(1) 空き家対策の推進

- ①土地や建物の所有者に対し、空き家の発生抑止と適正な管理指導を徹底します。
- ②民間事業者と連携し、空き家の売却や譲渡、解体などを促進します。
- ③市街地の空き家や空き店舗の活用による賑わいづくりを支援します。
- ④有効活用できる空き家物件の掘り起こしと空き家情報バンク⁶⁴への登録を促進し、空き家の利活用を図ります。

⁶⁴ 空き家情報バンク：定住促進事業の一環として、売却・賃借が可能な市内にある「空き家」の情報を所有者から募集し、その情報を市内外の購入・借入希望者に提供する制度。

(2) 空き地の適正管理の促進

- ①定期的な草刈りなど空き地の適切な維持管理を啓発するとともに、不良状態にある空き地は所有者に対し、必要な指導及び助言を行います。

(3) 公園の適正管理

- ①公園施設の適正化と長寿命化を推進します。
- ②地域住民や市民団体などによる公園の環境美化活動を促進します。

その他の施策（基本施策）・主体別行動指針

主体別行動指針

(1) 市民の取り組み

- ①周囲の景観と調和のとれた建物づくりを心がけます。
- ②自宅や集会場などの周辺に花を植える活動など、景観づくりに参加します。
- ③大人から子どもまで一緒になって地域の伝統行事に参加します。
- ④空き家や空き地を適切に維持管理します。

(2) 事業者の取り組み

- ①周囲の景観と調和のとれた建物や屋外広告物の設置を心がけます。
- ②大規模な開発行為などに際しては、敷地内に緑地を整備します。
- ③開発現場などで埋蔵文化財を発見したときは、市へ報告します。
- ④空き店舗や空き地を適切に維持管理します。

数値目標・環境管理項目

数 値 目 標

①存在する特定空家等⁶⁵の件数

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
16件	0件	0件

環 境 管 理 項 目

- ①景観形成地区の指定面積
- ②景観誘導の件数
- ③指定文化財の点数
- ④埋蔵文化財の確認件数
- ⑤おおの遺産の認証件数
- ⑥都市公園の整備面積

⁶⁵ 特定空家等：そのまま放置すれば倒壊などの著しく保安上危険となるおそれのある状態、または、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の空家等のこと。

基本目標 5 総合的な取り組みの推進



令和12年（2030年）に向けた目標

- 持続可能な社会の担い手を育む教育⁶⁶を学校だけでなく、地域や社会、職場など幅広い場において推進し、あらゆる世代による環境学習を促進します。
- 人口減少や少子化、高齢化を踏まえ、学校や市民、団体、行政など環境教育や環境学習⁶⁷を担う各主体との連携強化を図るとともに、市民協働により自然環境の保全や地域の特性を生かした取り組みを進めます。
- 環境に関する情報を収集するとともに、SNSなどを活用し、市民や団体、事業者との情報共有を図ります。

施策の基本方針 総合的な環境対策



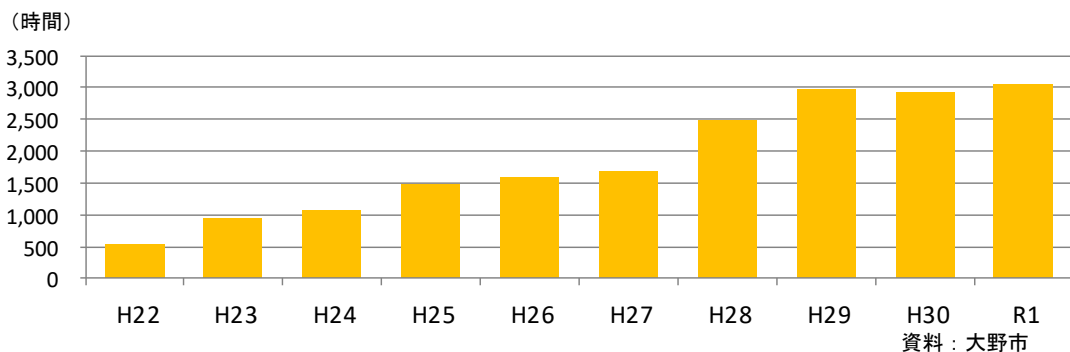
本市の現状と課題

地球温暖化やごみ削減などの環境問題や地域の自然環境の保全など、環境に関する課題の解決を図り、持続可能な社会を実現するためには、市民一人一人が日常生活や事業活動において、環境問題を正しく理解し、次世代のことを考えて行動することが必要不可欠です。

そのためには、小中学校をはじめとする学校教育の場や社会教育、企業教育の場において、SDGsの視点を踏まえた環境教育や研修などを推進し、持続可能な社会の担い手作りを進めていくことが重要です。

学校教育においては、令和2年度（2020年度）から本格実施がされている新学習指導要領に「持続可能な社会の創り手の育成」が明記されるなど、SDGsを取り入れた教育の実践が始まっています。大野市では、市内小中学校ごとに環境教育計画を作成し、総合的な学習の時間に地域の自然環境を活用した郊外活動を行うなど、環境学習を計画的に実践しています。その成果もあって、市内小学校における環境教育にかかる時間数（令和元年度）は、平成22年度に比べ6倍近く増加しており、今後も継続した取り組みが必要です。

図表 3-5-1 市内小学校における環境に関する学習に取り組んだ総時間



⁶⁶ 持続可能な社会の担い手を育むための教育：地球規模の環境問題を自らの問題として捉え、持続可能な社会や未来のために行動できる人材を育成する教育

⁶⁷ 環境教育や環境学習：「環境教育」とは、教える人の立場から内容を捉え、「環境学習」とは、学習者の立場から内容を捉えているという違いがある。

社会教育においては、自然体験活動や地域の自然を活用した取り組みなどを実践しており、継続した取り組みが求められています。

これまで、学校と地域の連携による環境教育の実施や地域住民による美化清掃活動、市民団体による湧水地の保全や森づくり活動など、地域住民や市民団体の活動により支えられてきた環境課題解決の取り組みは少なくありません。

しかし、人口減少や少子化・高齢化の進行により、これらの活動が低下していくおそれがあります。

そこで、地域住民の活動を活性化する取り組みを推進するとともに、学校や市民、団体、行政の連携を強化するなど、相互の力を発揮し、相乗効果を生み出す取り組みを推進する必要があります。

令和2年度に実施したアンケート調査において、市民・事業者それぞれが行政に期待する施策として、「環境に関する情報の提供」を求める回答が多くありました。

環境問題を解決するためには、さまざまな情報から判断することが重要であり、市民や事業者の自主的な行動を促すためにも、環境に関する情報の充実化と提供を推進する必要があります。

また、情報を求めている人や事業者に対し必要な情報が届くよう、SNSを活用するなど、ターゲットを設定した効果的な手法により情報発信を行っていく必要があります。

重点施策① 持続可能な社会の担い手を育む教育の推進

市の取り組み

(1) 学校教育における環境教育の推進

- ①市内小中学校において、環境教育計画を学校ごとに作成し、環境教育を通じて持続可能な社会の担い手を育む教育を推進します。
- ②家庭や地域、学校、公民館の連携によるコミュニティ・スクール⁶⁸の構築を進め、地域の人材及び自然資源を活用するなど、地域の特色を生かした環境教育を推進します。

(2) 社会教育における環境教育の推進

- ①公民館の行事や講座、地域団体の活動において、環境問題や地域の自然環境などを題材にした環境学習を促進します。
- ②子どもたちに対して、家庭における野外遊びや食育活動、地域における生活体験活動、野外活動や環境保護活動など、ふるさと大野の豊かな自然にふれさせ、自然を理解し大切にすることを育てるための取り組みを推進します。

(3) 環境学習の機会の充実

- ①環境塾や出前講座の開催などにより、環境問題や持続可能な社会について考える機会を提供し、環境保全意識の向上を図るほか、環境にやさしいライフスタイルの普及啓発に努めます。
- ②小学校や公民館、地域に対して実施してきた出前講座を、幼児や中学・高校、若年層といった世

⁶⁸ コミュニティ・スクール：学校と保護者、地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進める仕組み。

代や企業などに対しても実施します。

③国や県などの関係機関や民間企業との連携を強化し、環境学習の充実化を図ります。

重点施策② 市民協働の取り組みの推進

市の取り組み

(1) 市民等との協働推進

- ①地域の活性化や課題解決、住民の世代間交流などを進める事業や新しいチャレンジに取り組むグループの立ち上げなどを支援し、地域住民主体の、身近な自然環境の保全・再生活動や生活環境に関する課題を解決するための自発的な取り組みを促進します。
- ②地域住民による自然環境保全活動や環境学習会などに環境アドバイザーなどの専門家を派遣するなど、市民活動の支援と活性化を推進します。
- ③市民団体による自然環境の保全・再生活動、PTAや自治会による資源回収、河川清掃活動など、市民協働の取り組みを継続して支援します。
- ④高校や大学、民間企業との連携と交流を図り、環境課題の解決に取り組めます。

(2) 環境に配慮した人材、企業の育成

- ①若者をはじめ、より多くの人たちの地域における環境保全活動への参加を促し、地域に必要な人材を育成します。
- ②関係機関と連携して専門的な学習機会を提供するなど、地域における環境リーダーの育成を行うとともに、新たな人材の発掘により環境アドバイザーの拡充を図ります。
- ③エコアクション21やISO14001などの環境マネジメントシステム認証制度の導入や運用について情報提供するなど、環境に配慮した事業活動を総合的に取り組む企業の育成を推進します

重点施策③ 環境情報の収集と共有化

市の取り組み

(1) 環境情報の充実化

- ①市内の河川の水質検査結果や希少な生き物に関する情報などの自然や環境状況のほか、環境関連法令に基づく規制や国・県・関係機関による支援策など環境行政に関する情報の収集に努め、集めた情報を広く発信します。
- ②大野市の自然環境の状況や環境施策の実施状況などをまとめた年次報告書を作成し、市ホームページなどで公開します。
- ③自然環境に関する研究調査結果や書籍、情報などを収集・蓄積し共有することで、市民による自発的な学習機会の創出を図ります。
- ④市民や事業者などによる環境に配慮した取り組みや市民団体による自然保護活動などの取り組み状況の把握に努めるとともに、収集した情報を広く発信します。

(2) 創意工夫による情報発信

- ① 6月の環境月間など、機をとらえた情報発信に努めます。
- ② 市民や事業者が知りたい情報を効果的に提供するために、広報紙や市ホームページをはじめ、SNSなど、さまざまな情報発信手段を活用して、あらゆる世代に必要な情報が届くよう広報活動を進めます。
- ③ 環境問題に関する専門的な学習会や自然環境に関するシンポジウムを開くなど、先進事例や最新の知見などを市民や事業者に提供します。
- ④ 「人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする」手法（ナッジ）を活用した、**市民や事業者の**行動変容を促す情報発信を検討します。

その他の基本施策・主体別行動指針

その他の基本施策

(1) 市の取り組み

- ① 環境マネジメントシステム（市独自）の推進
- ② 環境問題に対応できる職員の育成
- ③ 新しい環境問題に関する情報収集

主体別行動指針

(1) 市民の取り組み

- ① 環境に関する学習会やイベントに積極的に参加します。
- ② 地域の環境リーダーを目指します。
- ③ 自然保護や美化清掃などのボランティア活動に協力します。
- ④ 環境に関する情報を収集するとともに、自ら情報発信に取り組みます。

(2) 事業者の取り組み

- ① 市や市民が実施する環境活動に対し、支援や協力を実施します。
- ② 社員や従業員に対し環境学習会を開催します。
- ③ 美化清掃などのボランティア活動や**環境問題に関する市民向け学習会などに協力します。**
- ④ 環境に関する新たな規制や他事業者の取り組みなどに関する情報を積極的に収集するとともに、関連する環境対策を実践します。

数値目標・環境管理項目

数 値 目 標

- ① 環境に関する出前講座等の受講者数

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
281人	330人	385人

②環境アドバイザー等の派遣回数

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
6回	14回	22回

環境管理項目

- ①社会教育における環境に関する学習会の開催数
- ②環境アドバイザーの登録者数
- ③広報紙の紙面を利用した環境情報提供の件数
- ④市ホームページを利用した環境情報提供の件数
- ⑤市LINEを利用して環境情報を収集している登録者数

第4章

推進方策

大野市における環境の保全および創造に向けて、この計画をより効果的に推進していくため、進行管理などについて具体的に示します。

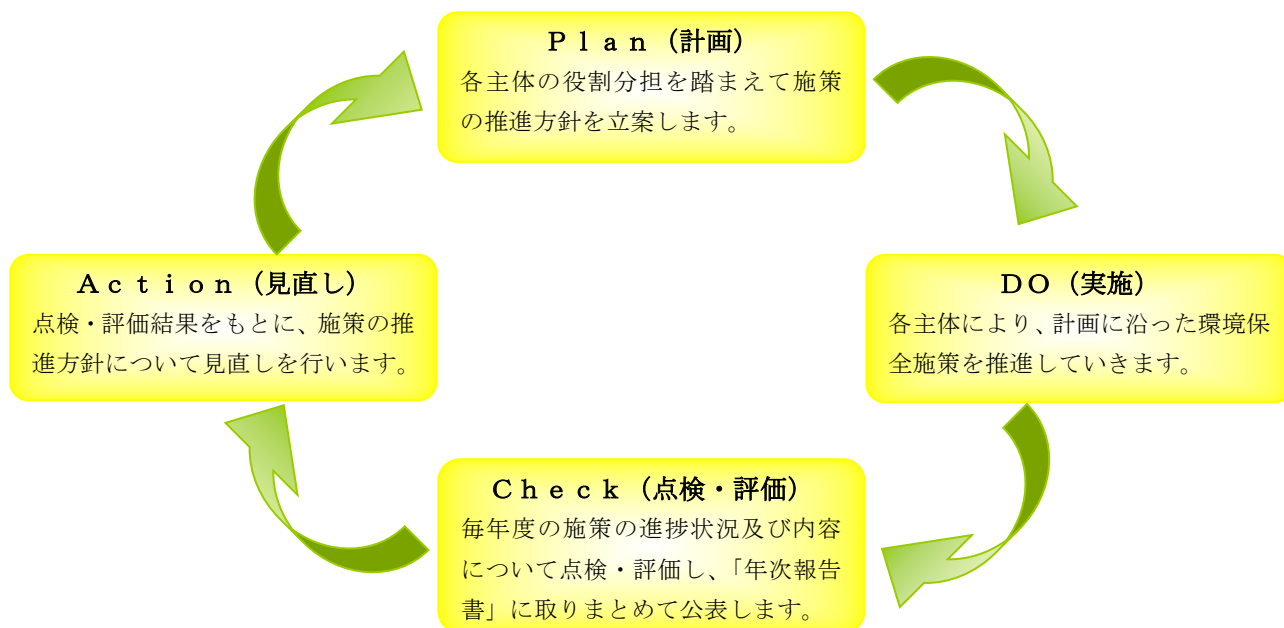
- 1 進行管理
- 2 推進体制

計画の実効性を確保し、着実な推進を図るために、P D C Aサイクルに沿って進行管理を行います。

(1) 計画の点検・評価

毎年度ごとに環境の現況を把握するとともに、本計画に基づく具体的な施策・事業等の実施状況及び進捗指標である目標値の達成状況などを点検・評価します。

点検・評価した結果は環境年次報告書として取りまとめ、作成した年次報告書は、市民や事業者に広く公表していきます。



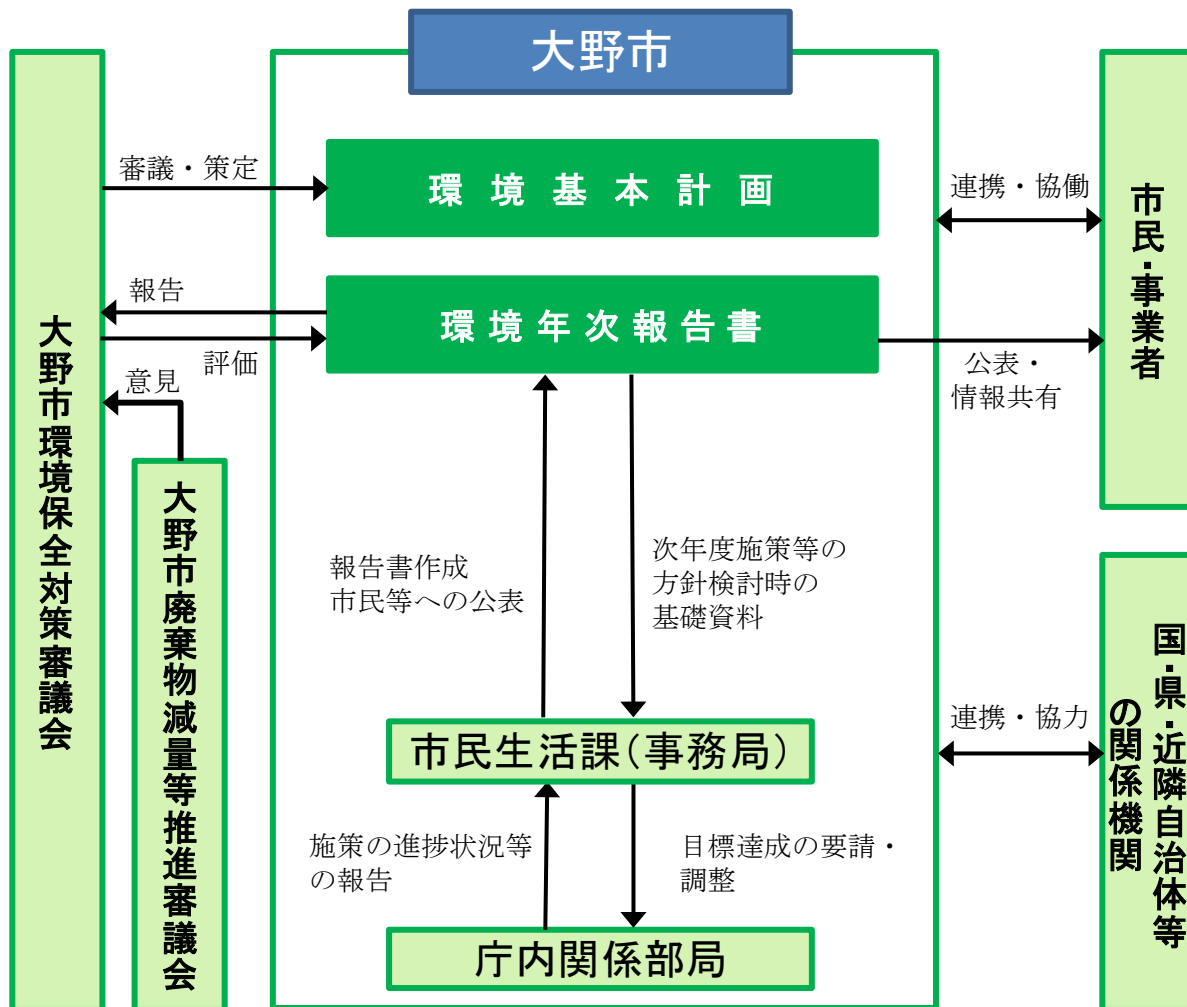
環境年次報告書に取りまとめる事項

- 1 大野市内における環境の現状
- 2 取り組みを行った施策の概要とその効果
- 3 数値目標の達成状況
- 4 その他必要な事項

(2) 点検・評価を受けての見直し

本計画は、計画期間を令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間としていますが、毎年度ごとの点検・評価結果や社会状況の変化などに適切に対応するため、令和7年度（2025年度）に中間評価を行います。中間評価にあたっては、**同時期に策定が見込まれる本市の最上位計画である第六次大野市総合計画後期基本計画との整合性を図りつつ、市民や審議会などの意見を聴きながら、重点施策と数値目標またはその目標値について検討を行い、必要に応じ、本計画の見直しを行います。**

本計画の各種施策は、様々な分野にわたっており、庁内関係部局が連携しながら、一体となって推進する必要があります。そこで、環境関連施策を担当する庁内関係部局間での連絡・調整を図りながら、計画の着実な推進に努めます。



大野市環境保全対策審議会

本計画について審議などを行う母体としての役割は、「大野市環境保全対策審議会」が担っています。この大野市環境保全対策審議会に対し、毎年、年次報告書を基に進捗状況を報告し、意見や提言をいただきながら、それらを踏まえた取り組みを進めます。なお、廃棄物処理関連施策の推進については「大野市廃棄物減量等推進審議会」の意見を聞くこととします。

資 料

- 1 大野市環境基本条例
- 2 策定体制と策定経過
- 3 数値目標と環境管理項目
- 4 用語解説

○大野市環境基本条例

平成10年3月26日

条例第1号

水と緑に恵まれた私たちのふるさと大野市の環境は、先人が長い年月にわたり生活や生産において身近な自然を利用し、その恩恵に浴する中で大切に守り育ててきたものである。特に、大野市民の共有財産といえる地下水は「生命の水」、「生産の水」として古来より親しまれている。

しかしながら、科学技術の発達による生活の利便性の向上や生活様式の多様化により、私たちは、物質的に豊かで便利な暮らしを享受する一方、大量生産・大量消費の社会システムの中で身近な自然を減少させ、限りある資源やエネルギーを消費し、多量の廃棄物を生み出してきた。このような生活や生産活動は、市域だけにとどまらず地球規模での環境破壊をもたらしている。

私たちは、暮らしにとって不可欠な地下水、潤いをもたらす川や湧水地、その水を育む森林など、これらによって培われた歴史的文化的環境を祖先から受け継いできた。このような環境を私たちの世代限りで終わらせることなく、将来の世代に引き継いでいかなければならない。そのためには、これまでの生活や生産活動を見直し、環境保全型のまちを創るとともに、更に持続的な発展が可能なまちへの転換に向けた総合的かつ計画的な取組を展開していかなければならない。

このような認識のもとに、私たちは、市、市民、事業者及び市を訪れた者すべての主体の責務を明らかにし、良好で快適な環境を確保するとともに、環境への負荷の少ないふるさと大野市を創りあげていくために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、水と緑に恵まれた本市の環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び市を訪れた者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質の悪化を含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭により、人の健康又は良好な環境に被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で文化的な生活を確保し、その良好で快適な環境を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境資源の有限性を認識し、その適正な管理及び利用を図り、環境への負荷の少ない健全な持続的な発展ができるような社会を構築することを目的として行わなければならない。

3 地球環境の保全は、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び身近な日常活動において積極的に推進しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造についての施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造についての施策に協力する責務を有する。

(市を訪れた者の責務)

第7条 市を訪れた者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造についての施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第8条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、次の各号に掲げる事項についての施策を実施するものとする。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 水、大気、土壌その他の自然の構成要素の保全に関すること。
- (3) 河川、水辺、農地、山林その他の自然環境の体系的な保全に関すること。
- (4) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。
- (5) 良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保存に関すること。
- (6) 地下水の合理的利用及びかん養対策に関すること。
- (7) 資源及びエネルギーの有効利用に関すること。
- (8) 廃棄物の減量及びリサイクルの推進に関すること。
- (9) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、必要に応じて関係各審議会の意見を聴くものとする。
 - 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
 - 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(調査研究の充実)

第10条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、調査研究の充実を図るよう努めるものとする。

(情報の提供)

第11条 市は、健康で文化的な生活の確保のため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民の意見を反映させることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び学習の推進)

第13条 市は、関係機関と協力して、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、又は自発的な環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する教育並びに学習が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第14条 市は、環境の保全等に関して広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体等と協力し、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大野市廃棄物減量等推進審議会委員(敬称略、順不同)

選任区分	選出団体等	委員氏名	備考
学識経験者 事業者の 代表者	大野市医師会	広岡 昌人	
	福井県農業協同組合	中村 広之	
	大野商工会議所	稲山 幹夫	
	協同組合大野商業開発	松葉 一昭	
関係行政 機関の職員	福井県奥越土木事務所	高橋 義治	
	福井県奥越健康福祉センター	宇野 美津江	
	大野・勝山地区広域行政事務組合	山田 良夫	
廃棄物処理業 の代表者	総合環境整備株式会社	此下 美千雄	
住民の代表者	大野市区長連合会	南部 和男	会長
	大野市新しいまちづくり運動 推進協議会連絡会	西本 廣行	
	大野市消費者グループ連絡協議会	宗信 昭子	副会長
	大野市PTA連合会	前田 廣子	
公募による者	—	黒瀬 博徳	

任期: 令和2年7月1日から令和4年6月30日

2-2 策定経過

大野市環境保全対策審議会等 審議過程

年月日	会議等	主な内容
令和2年	5月13日	庁内ワーキンググループ 市民等アンケートの調査内容について
	5月29日	環境保全対策審議会 大野市環境基本計画の概要及び実績等について 計画の策定方針について 市民等アンケートについて
	6月15日 ~26日	アンケート 市民・事業者・市内小中学生にアンケートを実施
	7月8日	庁内ワーキンググループ 現状と課題の整理について
	7月31日	環境保全対策審議会 市民等アンケート結果について
	10月19日	庁内ワーキンググループ 基本目標の検討について 重点施策の検討について
	12月18日	廃棄物減量等推進審議会 具体的施策について 数値目標について 環境管理項目について (廃棄物対策関連)
	12月18日	庁内ワーキンググループ 具体的施策について (気候変動対策関係)
令和3年	1月18日	環境保全対策審議会 具体的施策について 数値目標について 環境管理項目について
	2月1日 ~15日	パブリックコメント 計画内容についてのパブリックコメント手続きの実施
	2月26日	環境保全対策審議会 パブリックコメントの結果報告 計画最終案の承認

3 数値目標と環境管理項目

数値目標

計画期間内に達成を目指す環境の状態の目標値を「数値目標」として設定し、これらの項目の算出根拠と現状について整理を行います。

基本目標① 自然との共生社会の形成

指標	基準値 (令和元年度)	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
生物多様性の認知度 生物多様性について意味を知っている市民の割合	—	55%	60%
イトヨの里の入館者数 本願清水イトヨの里の一年間の総入館者数	9,688人	10,650人	11,600人
耕作放棄地の面積 市内の耕作放棄地の面積	3.0ha	3.6ha以下	4.1ha以下
森林整備面積 国有林・民有林における間伐及び保育間伐面積の合計	341ha	358ha	375ha

基本目標② 低炭素社会の実現

指標	基準値 (令和元年度)	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
大野市内の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量 大野市域における1年間のCO2排出量の総数	321千t-CO2	274千t-CO2	231千t-CO2
大野市役所のエネルギー使用量（原油換算） 本庁及び出先機関における1年間のエネルギー使用量の総数（原油換算）	4,554kℓ	4,441kℓ以下	4,326kℓ以下
ゼロカーボン施設の数 大野市公共施設のうち年間のCO2排出量実質ゼロを達成している施設の数	0施設	3施設	5施設
木質バイオマス発電所に活用した間伐材の量 市内で生産された間伐材のうち、1年間に市内の木質バイオマス発電所に搬出された間伐材量	7,595m ³	7,975m ³	8,355m ³

基本目標③ 資源循環型社会の構築

指標	基準値 (令和元年度)	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
市民1人1日当たりのごみ排出量 年間一般廃棄物総処理量/大野市人口/365日	950g	939g	929g
ごみの資源化率 (資源化量+集団回収量) / (搬入ごみ量+集団回収量)	21.9%	25.9%	29.4%
食品ロスの発生量 家庭（事業系一般廃棄物含む）の食品ロスの年間排出量	898.5t	762.9t	627.2t

基本目標④ 快適な生活環境の保全

指標	基準値 (令和元年度)	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
水質基準を達成した河川の数 (県及び市が実施する11河川の水質検査結果)	11河川	11河川	11河川

果において、環境基本計画で設定した水質基準を満した河川数)			
水洗化率 公共下水道、農業集落排水処理施設の加入人口、浄化槽設置人口（それぞれの区域内人口）/人口	44.1%	52.4%	60.7%
存在する特定空家等の件数 市内において存在する特定空家等の件数（3月末時点）	16件	0件	0件

対象河川及び水質基準

対象河川	現状値（令和元年度）	水質基準
九頭竜川の水質目標値 九頭竜川における定期的水質検査結果 新田地点の生物化学的酸素要求量(BOD)と溶存酸素量(DO)	BOD : 0.7 mg/l DO : 1.2 mg/l	(目標類型 A 類型) BOD : 1 mg/l 以下 DO : 7.5 mg/l 以上
真名川の水質目標値 真名川における定期的水質検査結果 中保地点の生物化学的酸素要求量(BOD)と溶存酸素量(DO)	BOD : 0.6 mg/l DO : 1.3 mg/l	(目標類型 A 類型) BOD : 1 mg/l 以下 DO : 7.5 mg/l 以上
清滝川の水質目標値 清滝川における定期的水質検査結果 南新在家地点の生物化学的酸素要求量(BOD)と溶存酸素量(DO)	BOD : 0.5 mg/l 未満 DO : 1.1 mg/l	(目標類型 A 類型) BOD : 1 mg/l 以下 DO : 7.5 mg/l 以上
赤根川の水質目標値 赤根川における定期的水質検査結果 清瀧地点の生物化学的酸素要求量(BOD)と溶存酸素量(DO)	BOD : 0.8 mg/l DO : 1.1 mg/l	(目標類型 A 類型) BOD : 1 mg/l 以下 DO : 7.5 mg/l 以上
大納川の水質目標値 大納川における定期的水質検査結果 上大納および下大納地点の生物化学的酸素要求量(BOD)と溶存酸素量(DO)	BOD : 最大値 0.5 mg/l 未満 平均値 0.5 mg/l 未満 DO : 最小値 9.3 mg/l 平均値 10.5 mg/l	(目標類型 A 類型) BOD : 1 mg/l 以下 DO : 7.5 mg/l 以上
石徹白川の水質目標値 石徹白川における定期的水質検査結果 川合地点の生物化学的酸素要求量(BOD)と溶存酸素量(DO)	BOD : 0.6 mg/l DO : 1.2 mg/l	(目標類型 A 類型) BOD : 1 mg/l 以下 DO : 7.5 mg/l 以上
新堀川の水質目標値 新堀川における定期的水質検査結果 城町および篠座地点の生物化学的酸素要求量(BOD)と溶存酸素量(DO)	BOD : 最大値 1.3 mg/l 平均値 1.2 mg/l DO : 最小値 1.0 mg/l 平均値 1.1 mg/l	(目標類型 A 類型) BOD : 2 mg/l 以下 DO : 7.5 mg/l 以上
木瓜川の水質目標値 木瓜川における定期的水質検査結果 幸町、美川町および陽明 2 丁目地点の生物化学的酸素要求量(BOD)と溶存酸素量(DO)	BOD : 最大値 1.0 mg/l 平均値 0.8 mg/l DO : 最小値 1.1 mg/l 平均値 1.1 mg/l	(目標類型 A 類型) BOD : 2 mg/l 以下 DO : 7.5 mg/l 以上
善導寺川の水質目標値 善導寺川における定期的水質検査 弥生町、日吉町、錦町および中荒井 2 丁目地点の生物化学的酸素要求量(BOD)と溶存酸素量(DO)	BOD : 最大値 1.4 mg/l 平均値 1.0 mg/l DO : 最小値 1.0 mg/l 平均値 1.1 mg/l	(目標類型 A 類型) BOD : 2 mg/l 以下 DO : 7.5 mg/l 以上
市内の小川、用水路の水質目標値 市内の小川、用水路の定期的水質検査結果 縁橋川 : 月美町と中野地点 中野用水 : 中野町 1 丁目地点の生物化学的酸素要求量(BOD)と溶存酸素量(DO)	BOD : 最大値 2.2 mg/l 平均値 1.4 mg/l DO : 最小値 1.0 mg/l 平均値 1.0 mg/l	(目標類型 B 類型) BOD : 3 mg/l 以下 DO : 5 mg/l 以上

基本目標⑤ 総合的な取り組みの推進

指 標	基準値 (令和元年度)	中間目標値 (令和7年度)	最終目標値 (令和12年度)
環境に関する出前講座等の受講者数 出前講座、環境塾、わくわくお届け講座等の参加者数	281人	330人	385人
環境アドバイザー等の派遣回数 県及び市の環境アドバイザーを派遣した回数	6回	14回	22回

環境管理項目

環境の状態や施策の実施状況を数値的に管理するための項目として「環境管理項目」を設定し、これらの算定の考え方について示します。

	環境管理項目	項目の説明
自然との共生社会の形成	里地の環境保全活動に取り組む集落数	多面的機能維持支払交付金制度の対象となる環境保全活動に取り組む集落の数
	希少野生動植物の確認種数	環境省レッドデータブックにより希少性が認められている生物について、市内で確認された種の総数
	鳥獣害獣捕獲頭数	鳥獣被害防止のため市内で捕獲された鳥獣の種類別頭数
	郊外における観光入込客数	1年間の観光入込客数のうち、郊外を訪れた観光客数
	農用地面積	市内の農地及び採草放牧地の総面積
	形態別森林面積	市内の森林について、人工林（針葉樹、広葉樹）、天然林（針葉樹、広葉樹）、竹林、無立木地などの区分による森林面積
	広葉樹の植林面積	市内において、1年間に広葉樹を植林した総面積
	森林経営計画認定面積	森林経営計画の認定を受けている市内の森林面積
低炭素社会の実現	JR越美北線利用者数	JR越前大野駅の年間乗降客数（一般客・定期券利用者数）
	バス利用者数	年間バス利用者数
	降雨の水素イオン濃度（pH）	福井市地点で計測している雨水中の水素イオン濃度（pH）の年平均値
	電気自動車等普及台数	市内の自動車登録台数において、電気自動車等の低公害車の登録台数の総数
	公用車における電気自動車等台数	市が所有する電気自動車等の台数
	自動車登録台数	市内において登録されている自動車台数の総数
	太陽光発電による買電件数	年度中に太陽光発電による電力を電力会社に売却（売電）した太陽光発電設置件数（住宅・非住宅）
	太陽光発電以外の再生可能エネルギー発電施設数	年度中に太陽光発電以外による再生可能エネルギー由来の電力を電力会社に売却（売電）した再エネ発電施設件数

	環境管理項目	項目の説明
循環型社会の構築	一般廃棄物処理量	ビュークリーンおくえつで処理する1年間の大野市分の一般廃棄物処理量
	集団回収量	団体が古紙類等資源化を目的に回収した量
	資源化量	ビュークリーンおくえつ等で資源化される紙やペットボトル等の量
	資源化率	集団回収量を含めた一般廃棄物処理量に対する資源化量の割合
	再生資源を活用した市発注工事の件数	市発注工事において、建設資材等について再生資源を利用した1年間の工事件数（工事施工者等の自主的利用含む。）
	「おいしいふくい食べきり運動」協力店の数	「おいしいふくい食べきり運動」協力店として登録している店舗数
	ごみ減量等に関する講座等の実施回数（参加人数）	3Rやプラスチックごみ、食品ロス等に関する講座や研修会の実施回数（参加人数）
快適な生活環境の保全	大気汚染に係る環境基準の達成率	1年間の大気汚染測定結果について、地点および項目ごとの測定結果が環境基準を満足した回数の全測定回数に占める割合
	大気汚染防止法に基づく特定施設等の設置数	大気汚染防止法に基づく届出（新設）のあった、ばい煙発生施設や特定施設等の設置数
	水質汚濁に係る環境基準の達成率（河川）	1年間の水質汚濁測定結果について、地点および項目ごとの測定結果が環境基準を満足した回数の全測定回数に占める割合
	水質汚濁防止法に基づく特定施設等の設置数	水質汚濁防止法に基づく届出（新設）のあった、特定施設等の設置数
	公共下水道加入人口	公共下水道に接続し、使用している人口
	農業集落排水事業加入人口	農業集落排水に接続し、使用している人口
	合併浄化槽設置人口	合併浄化槽を設置し、使用している人口
	地盤沈下量	水準測量結果に基づく市内各地の地盤沈下変動量
	騒音規制法に基づく特定工場・特定建設作業届出の件数	騒音規制法に基づき、特定工場および特定建設作業として届出された件数
	振動規制法に基づく特定工場・特定建設作業届出の件数	振動規制法に基づき、特定工場および特定建設作業として届出された件数
	悪臭に係る特定施設の届出件数	福井県公害防止条例に基づき、悪臭に係る特定施設として新たに届出された件数
	公害防止協定の締結数	福井県公害防止条例および大野市環境保全条例等に基づき、大野市と公害防止協定を締結した工場、事業場数（累計）

	環境管理項目	項目の説明
	典型七公害（大気汚染・水質汚濁・地盤沈下・土壌汚染・騒音・振動・悪臭）に関する苦情処理の件数	1年間の公害苦情処理件数の中で、典型七公害に関する処理件数
	典型七公害以外の公害に関する苦情処理の件数	1年間の公害苦情処理件数の中で、典型七公害以外の公害に関する処理件数
	P R T R届出事業所数・届出排出量	P R T R制度に基づき、第一種指定化学物質の排出量について、市内で届出をした事業所数と、その1年間の排出量
	社会奉仕活動の実施件数	地区や市民団体等による社会奉仕活動の回数（延べ数）
	環境パトロールの実施日数	不法投棄物の発見等を目的に市内を巡回した年間実施回数
	景観形成地区の指定面積	大野市都市景観条例に基づき指定された景観形成地区の総面積
	景観誘導の件数	大野市都市景観条例に基づく都市景観形成地区内の届出行為や、大規模建築物等の届出行為について、良好な景観の保全あるいは創造に向けて誘導を行った件数
	指定文化財等の点数	国、県、市により指定や登録された文化財の総数
	埋蔵文化財包蔵地の件数	市内で確認された埋蔵文化財包蔵地の件数
	都市公園の整備面積	都市計画法に基づき整備された公園において供用が開始されている公園の総面積
	おおの遺産の認証件数	おおの遺産に認証された文化遺産の総数（累計）
総合的な取り組みの推進	社会教育における環境に関する学習会の開催数	地域活動等の社会活動において、環境に関する事項について実施した1年間における学習会の開催数（年度別）
	環境アドバイザーの登録者数	市環境アドバイザーに登録している人数
	広報紙の紙面を利用した環境情報提供の件数	1年間に市が発行する広報紙において、環境基本計画に関連する事項の内容を掲載した件数
	市ホームページを利用した環境情報提供の件数	1年間に市公式ホームページを利用して、環境基本計画に関連する事項の内容を提供した件数
	市LINEを利用して環境情報を収集している登録者数	市公式LINEに登録している人のうち、環境関連の項目を知りたい情報として登録している件数